

会報 ながの

第181号
平成23年 新年



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

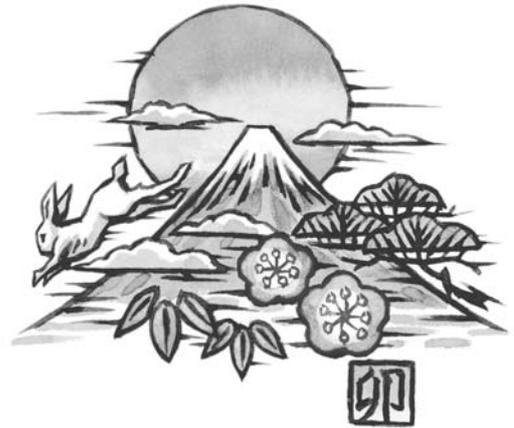
表紙写真の説明 『穂高神社（安曇野市穂高）』

御船祭りで有名だが、その起源は神社の御祭神「穂高見命」が海神族の祖神（おやがみ）であった事から来ている様です。

（会報編集委員 品田 尚志 撮影）



平成23年元旦



長野県土地家屋調査士会

会 長	宮 下 照 也
副 会 長 (総務担当)	上 原 兼 雄
同 (財務・広報担当兼 財務部長)	上 島 孝 雄
同 (業務研修担当兼 業務研修部長)	芦 澤 文 博
理 事 (総務部長)	荒 井 正 行
同 (総務部)	前 田 博 志
同 (総務部)	武 井 邦 夫
同 (総務部)	竹 内 喜 英
同 (財務部次長)	中 塚 憲
同 (広報部長)	松 本 誠 吾
同 (広報部)	北 澤 正 夫
同 (広報部)	伊 藤 正 彦
同 (業務研修部次長)	菅 澤 徹 夫
同 (業務研修部)	佐 藤 恵 明
同 (業務研修部)	海 野 正 寿
同 (業務研修部)	蓑 輪 佳 明
同 (業務研修部)	金 田 政 孝
同 (業務研修部)	丸 山 和 重

目 次

新年のごあいさつ	会 長	宮 下 照 也	3
年頭のご挨拶	長野地方法務局長	山 本 寧	4
〈新春特集〉			
年 男 に 聞 く	長野支部	毛 利 津四志	5
	上田支部	竹 内 睦 夫	6
	松本支部	清 住 利 男	6
	長野支部	小 池 純 平	7
『危機管理』について皆で考えよう（本会・支部研修会の報告）			
	業務研修部長	芦 澤 文 博	8
研修会の報告	業務研修部理事	海 野 正 寿	11
「日比野 幹判事」の講演を聞いて	業務研修部次長	菅 澤 徹 夫	12
境界鑑定委員会業務報告	副委員長	猪 飼 健 一	13
境界ADRは、土地家屋調査士とセンター長野の共同作業			
	境界問題解決支援センター長野 運営委員長	小 泉 栄 一	14
関東ブロックADR研修会に参加して			
	境界問題解決支援センター長野 運営委員	吉 澤 博	17
土地家屋調査士の行う無料相談会について	広報部	伊 藤 正 彦	19
佐久長聖中学校土地家屋調査士会見学会の報告	広報担当副会長	上 島 孝 雄	22
長野支部・支所合同研修会の企画と参加で思ったこと	長野支部	的 場 秀 樹	24
全国一斉表示登記無料相談会	松本支部	坂 上 隆 人	27
平成22年度松本支部研修旅行	松本支部	宮 下 新	27
日調連便り	日調連理事	中 塚 憲	30
関東ブロック協議会 親睦ゴルフ大会 報告	木曾支部	越 取 淳 一	32
『調査士の経験談シリーズ』 第8回目	長野支部	大 内 一 之	33
編集委員会よりお年賀 「第1回土地家屋調査士試験問題」	広報部長	松 本 誠 吾	34
お知らせコーナー			39
詰 将 棋	長野支部	北 原 匡 尚	48
会 務 日 誌			49
会 員 の 動 静			54
編 集 後 記			55



新年のご挨拶

会長 宮下 照也

会員の皆様、明けましておめでとうございます。皆様には、ご家族と共にお健やかに新年を迎えられましたこと心からお喜び申し上げます。昨年は土地家屋調査士制度60周年という還暦を迎えた節目の年でありました。日調連始め各単位会において「記念事業」や「市民公開講座」といった記念事業が開催され、特に、日調連主催による10月3日開催の「地籍シンポジウム」には本会より三十余名の会員が参加され、我々の業務が「地籍学」という新しい分野の学問が開いてゆく可能性、また、専門業としての活躍のステージが広がる希望や夢の持てる討論が開かれました。

本会では、一昨年にⅧ系基準点設置事業を60周年事業の記念式典として、既に挙行されていたため特に特別な事業はなかったのですが、新しい試みとして全県一斉無料相談会が開催され、境界等の悩みを抱えた県民の一助となるとともに制度広報として有用な事業であったと報告があり、関わって頂いた会員・支部役員の皆様には御礼申し上げますと共に、意義のある年でもありました。

しかしながら、昨年6月に閣議決定された

「地域主権戦略大綱」には「法務局・地方法務局の行う事務・権限等が地方（市町村）に移管される」また「土地家屋調査士の所管官庁は地方となる」と議論が取りざたされ、依然として我々を取り巻く環境が変化する可能性を含む新年となったことも事実です。

この議論については、法務局等が行う事務が、中立・公正性が高いものであり、登記手続きの信頼の上に国民の安心と安全が築かれていることを鑑み、全会員の協力の下強く反対をしていかなければならないと考えます。

本会事業では、一昨年選出された現執行部の任期も残すところ僅か、事業計画大綱に沿った仕上げに入っており、新しい試みである「災害対策委員会」を始めとした各事業について5月総会には皆様に成果を報告する予定であり、次期役員へスムーズに引き渡せるよう纏めている段階であります。

相変わらず一向に底が見えてこない日本の経済状況の中ではありますが、本年が、会員皆様とご家族が健康で心豊かに発展する年になることを祈念し、新年のご挨拶といたします。



年頭のご挨拶

長野地方務局長 山本 寧

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、御家族ともども佳いお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

年頭に当たり、平素より法務局の円滑な業務運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、まずは心から御礼申し上げます。本年もどうぞよろしく申し上げます。

昨年は、2007年のサブプライムローン問題に端を発し、2008年9月のリーマン・ショックによる世界的な金融危機へと連鎖した深刻な経済不況が長期化する中で、我が国でも雇用政策・景気刺激策の具体化等で、徐々に回復の兆しをみせてはいるものの景気は依然として低調に推移しており、本格的な回復にはほど遠い状況にあります。

政治情勢では、昨年7月の参議院議員選挙において民主党が議席数を大幅に減らし、衆参で再び与野党勢力が逆転するいわゆる「ねじれ国会」状態となるなど厳しい国会運営が続きました。

また、地域主権改革では、昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において国の出先機関の原則廃止が打ち出されておりますが、法務省では法務局の事務・権限についての自己仕分けを行い、基本的には一部の事務を除き、引き続き国の出先機関の事務・権限と整理して、昨年8月及び11月、地域主権戦略会議に報告をしているところであります。

このような中、法務局は大きく変わろうとしています。地図のコンピュータ化につきましては、3月末に全国全ての庁において地図情報システムの導入が完了する予定となっております。これにより、法務局では登記行政の長年の懸案であった登記事務におけるコンピュータ化が一応の完成を迎えることとなります。

この地図情報システムの稼働により、登記情報システムと連動した登記事務の効率的な事務処理が図られるとともにオンラインによる地図情報の提供サービスの展開により、利用者へのより一層の利便性が拡充されていくこととなります。

また、オンライン申請につきましても、更なる利用拡大の方策として、2月14日からの運用開始を予定している「登記・供託オンライン申請システム」があります。この新システムでは、ユーザー別に申請方法の提供、事前の環境設定の簡素化、処理性能の向上、信頼性及び拡張性

の向上を図る内容となっており、利用者にとってより利用しやすく、改善されるものと確信しております。是非とも、皆様には積極的なオンライン申請の利用拡大に特段の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

さらに、登記所備付地図の整備につきましては、表示に関する登記制度が創設されて以来50年を経過したにもかかわらず、いまだに全国の登記所に保管されている地図の約58%にとどまっている状況です。そのため、各方面から整備推進への多くの要望が寄せられており、現地を特定することができる高精度の地図に対するニーズはますます高まっています。現在、法務省・法務局を挙げての事業と位置付け推進を図っているところですが、これら地図に関連する諸施策につきましては、貴会の皆様の御協力が不可欠となります。今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

ところで、筆界特定制度も、施行後5年が経過しましたが、この間、申請件数は制度創設時の予想を上回る高い水準で推移しております。当局においても累計で93申請、154手続（昨年12月10日現在）が提出されており、国の機関である法務局が主体となる境界紛争解決制度として、着実に国民の間に定着してきているものと考えています。皆様には、筆界調査委員として極めて重要な役割を担っていただいておりますが、この制度が拡充・発展していくために引き続き皆様の御協力をお願いする次第であります。

また、貴会で設置されている「境界問題解決支援センター長野」につきましても、ADR法に基づく法務大臣の認証を受けられ、弁護士との協働による境界に係る紛争解決のサポート体制が構築されたことに伴い、ますます専門的な知見を活かした活躍の場が広がっていくものと期待しております。

法務局は、これからも将来を見据え、社会経済情勢の変化に応じて着実に改革を推し進めていくことが重要であると考えており、そのためにも、職員一丸となって適正迅速な事務処理を始め、各種施策の充実・推進に努めてまいります。

最後になりましたが、この一年が、長野県土地家屋調査士会及び会員の皆様にとりまして、実り多い一層の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

「新春特集」誌上インタビュー



年男に聞く



今年、年男を迎えられた会員に寄稿いただきました。内容は次の質問にお答えいただく形式になっています。

質問事項

- (1) あなたが調査士になったきっかけは？
- (2) 思い出に残っている仕事は？
- (3) あなたの趣味は？
- (4) あなたの健康法は？
- (5) 調査士会と会報へのご意見は？
- (6) その他

長野支部 毛利 津四志
(昭和26年生)

- (1) 以前、建設会社で現場代理人をしていたが、40歳を前になってくると、このまま一社員で終われない。組織から離れて独立をしたい。それが土地家屋調査士だった。
- (2) 平成14年の夏に土地分筆登記をした現場。難題を抱えたときなど、汗を流してコンクリート杭を19本入れたことをよく思い出す。その後、年を重ねコンクリート杭を入れるのも辛くなってきたが、その数を超える機会も欲しい気がする。
- (3) 軟式野球かな。4年前に始めて寿野球全国大会に出場したときに73歳で現役でも通用する速球を投げる投手、80歳で盗塁を試みる選

手を我が目で見たときだ。このまま野球を続け73歳で投手をし、80歳で盗塁ができるまでグラウンドに立ちたい。

- (4) 早寝・早起と朝晩のストレッチ。そして、少量のアルコールと大量の水を飲み、体を動かして汗を出す。これを毎日続けること。
- (5) 平成18年のADR認定研修で「倫理」を教わり、土地家屋調査士会の研修会で深めることができた。こうして繰り返し研修することで倫理観が確立してくるようになってくる。そして、多様な人の講演を聞くことで人間性が深まった気がする。今後もこうした研修会を開催されること期待したい。
- (6) 文章を書くのが苦手な自分に再び届いた原稿依頼はとても厳しかった。

上田支部 竹内 睦夫
(昭和26年生)

(1) 父親の事務所を継いで土地家屋調査士になりましたので、まあ「なりゆき」とでも言うしかないでしょうか。そこに至るまでには私なりに種々の葛藤がありました。結局一生の仕事となりました。

(2) 思い出すのは苦しんだ事件や反省すべき点のあった事件ばかりです。

若い頃のことではなぜか良く覚えているのは山の境界紛争事件です。立会が不調に終わり、後の見通しも立たぬまま解散となってしまいました。私と依頼主さんは並んでクヌギの枯葉に腰を下ろし、冷めたお茶を啜りながら善後策の相談。向いの山に真っ赤な夕日が傾いていました。

(3) 生来のずくなし者なので継続している趣味は特にありません。

数年前突然私の中でクラシック音楽ブームが始ってしまい、今は毎日バッハを聴きながら暮しています。でもこのブームもいずれ終るものと思います。ずくなしばかりではいけ

ないので数十年ぶりに溪流釣に復帰しようかとも考えているのですが、どなたかフライフィッシングをコーチして下さる方、いませんか？

(4) 生来のずくなし者なので継続している健康法は特にありません。

スポーツは体に悪いのでしません。節制は精神衛生に悪いのでしません。検診を受けると体調を崩すので出来るだけ受けないようにしています。まあ普通に不健康な生活と言えるでしょう。煙草はやめました。これも健康のためというよりは喫煙が面倒くさくなったからです。

(5) 会員の皆さん、会報の原稿依頼があったら断らず締切りを守って書きましょう。

(6) 自分が60才になるとは自分でびっくりです。唱歌に「村の渡しの船頭さんは今年六十のお爺さん」というのがありました。やれやれ。さすがにまだお爺さんではないですが、くたびれることの多いこの頃です。仕事の際は集中し、頑張っていきたいと思っています。そんなわけで私の今年のスローガンは「それ ぎっちり ぎっちり ぎっちりこ」です。

松本支部 清住 利男
(昭和38年生)

(1) 以前、金融機関の営業をしていて、偶然、土地家屋調査士さんの事務所に飛び込みで営業に行った時に、調査士という仕事のあることを知り、興味を持ちました。その後、自分もやってみようと思い、調査士事務所（宮下会長のところ：入社した当時、宮下社長はダジャレを連発するので、頭の回転が早い人だと思いました）に就職したのが調査士になるきっかけです。

(2) 穂高岳中腹にある、雪崩で倒壊した山小屋の滅失登記を依頼され、2時間山登りをするといわれ、トレーニングしたが、現地に行く直前で大雨があり、登山道が通行不能になっ

たため、結局ヘリコプターで行くことになり、5分で到着して楽だったが、ヘリに乗り大変怖い思いをしました。

(3) 読書（歴史小説や戦記物）

(4) ストレスを溜めないように注意すること。（休みの時は、子供とよく遊ぶなど）

あと、中々出来ていないのでこれからの目標として、夜遅い時間の飲食はとらないように心がけます。

(5) 会務に携わる役員の方には、感謝するのみです。

(6) 原稿を書いている今は、年の瀬で寒さも増し、景気も冷え込むばかりですが、新しい平成23年度は、景気が少しでもよくなることを祈り、元気に仕事に励みたいと思います。

長野支部 小池純平
(昭和50年生)

(1) 私の父も土地家屋調査士を営んでおり、自分が幼い頃から家族のそばで仕事をしている姿に憧れていました。調査士になる前は地元の建設会社の土木設計課に勤務しておりましたが、残業や休日出勤ばかりで家にかえって来れない仕事に嫌気がさし、結婚して子供が生まれたのをきっかけに、父のように家族との時間を大切にしたいと思い調査士になることを決意しました。

(2) 夏の暑いなか、父と二人で5ヘクタールの境界立会、現況測量をしたこと。メタボ気味だった父が10kg近く痩せました。

(3) バイクで廃道や廃村を探すこと。バイクで遠くまで行くこと。

フグとか豆鮎ばかりで下手くそですが、海釣りも好きです。

(4) 子供と力一杯汗だくになって遊ぶことです。

(5) 日頃の業務がお忙しい中、非常に大変かと存じます。体壊さないようにしてください。

(6) 調査士の知名度を上げましょう。



『危機管理』について皆で考えよう (本会・支部研修会の報告)

業務研修部長 芦澤 文博

平成22年度業務研修部では、4回の会員研修会を計画しました。既に2回、松本文化会館において全体研修会を行っています。第3回全体研修会は平成23年3月16日(水)に予定し現在計画中です。

今回初めての試みとして「本会・支部研修会」を行いました。本会主催の研修会を、各支部単位で日時や会場の段取りをお願いして開催しました。業務研修部が二つのテーマについてのプレゼンテーションや配付資料を用意し、理事会で役員のための研修を行った後、各支部所属の理事が中心に講師となって伝達研修をする方式で行いました。9月の飯山支部に始まり、12月の松本・大町・木曽支部の研修会まで8会場、全ての支部で終了しています。各理事はそれぞれ、他支部の研修会を視察したり、十分な準備をして研修会に臨みました。なかには本番前に家族を前に練習をした役員もいたそうです。松本・大町・木曽支部の合同研修会では、本会理

事以外の会員3名が講師となって進めたとのことですが、好評だったようです。

【研修会の形式について】

『皆で一緒に考えてみよう』ということで、顔の分かる範囲で少人数の対話形式による双方向参加型研修会とし、会員間で意見交換をすることが大きな目的でした。

会員同士で話をする機会が持てたことは意義があった、意見交換の時間が少なかった、という感想が研修会后に多くの支部から出ています。又、会員の身近で開くことにより、多くの参加を期待しました。残念ながら、結果的に出席率は、昨年4回の研修会の平均値に比して微増といったところでしょうか。

既に支部単位ではこのような研修会が行われていると聞いていますが、今回のような方式が今後の支部研修会の参考になれば幸いです。

支部	日時	場所	出席者数	会員数	出席率	H21年研修会 平均出席率
長野	10月4日(月) PM 1:30~4:30	若里市民文化 ホール	64名	103名	62%	52.4%
飯山	9月10日(金) PM 1:30~5:00	中野市職業訓 練センター	11名	17名	65%	57.1%
上田	10月27日(水) PM 2:00~	上田市中央公 民館	21名	36名	58%	46.2%
佐久	10月15日(金) PM 1:30~	勤労者福祉セ ンター	23名	43名	53%	30.4%

松本 大町 木曾	12月3日(金) PM1:30~4:40	とよしなふれ あい館	42名	89名	53%	62.2%
			8名	11名	73%	88.6%
			3名	8名	37%	43.8%
諏訪	11月16日(火) PM1:30~4:30	下諏訪総合文 化センター	25名	37名	67%	55.4%
伊那	11月2日(火) PM1:30~4:30	いなっせ	31名	53名	58%	53.2%
飯田	10月14日(木) PM1:30~4:30	地場産業セン ター	24名	36名	66%	57.8%
合 計			252名	433名	58.2%	53.5%

(H22.12.17 業務研修部)

【テーマについて】

我々は日常業務において、土地家屋調査士法や会則、調査測量実施要領等に則って、細心の注意を払って業務遂行をすることは勿論です。しかし、懲戒の申し立ては、利害関係人なら「誰でも」、法令等に「違反する事実があると思慮」しただけで申し立てができるとなっています。又依頼人との関係でも、何時トラブルが発生するとも限りません。最近、法務局や調査士会に持ち込まれる苦情や調査申し出が多くなっています。又依頼者からの苦情や会員間のトラブルも多いと聞きますし、懲戒処分を受けるケースも増えてきています。

そのような事態にならないようにするにはどうしたら良いのか、又不幸にも懲戒申し立てを受けたり、依頼人や調査士間でトラブルが発生してしまった時、我々調査士はどのように対処したら良いのでしょうか。法務局や調査士会の調査に対して、正当な理由なく拒否することはできません。そのような時に、相手方に対して、法務局や調査士会に対してどのように対応するかによって、後の展開が変わってくるかもしれません。その時を考えておく必要は無いのでしょ

うか。いわば我々の業務における「危機管理」に対する備えを考えようということです。

今年度の日調連総会で、倫理規程が日調連会則に規定されました。又ここ数年の全国の懲戒事例集が日調連から出されています。この機会に倫理規程を再認識すること、又倫理規程と懲戒事例を関連づけて見ること、懲戒等に関する土地家屋調査士法や会則を再確認しておくことにより日常業務を見つめ直す機会になればとの考えでこのテーマとしました。

又、地震をはじめ風水害、土砂崩れ等々、我々も何時災害に見舞われるか分かりません。

災害対策は、本会や会員が考えておくべき喫緊の課題であり、本年度の事業大綱にもありますが、調査士会としての災害対策についての説明を行いました。

この両方を合わせて 今回の研修会のキーワードを『危機管理』としましたが、ちょっと大きかったですか。

【参加者及び講師の感想】

(主なものを掲載。一部原文のまま)

【参加者】

- 懲戒事例は興味深かった。倫理・災害対策は興味がわきにくい。
- 意見交換の時間が短かった。再度の開催、定例的な開催も検討しても良い
- 対話型支部研修会は、内容によっては効果がある。
- 講師をした支部の若手会員が非常にはつらつとして、聞いていて気持ち良かった、理事がするより新鮮に感じられた。
- 研修会の参加者が少ない事に問題があると思う、もう少し参加して欲しい。参加者を増やすことを考えて欲しい。
- 懲戒事例集の配布を要望（数支部からあり）
- 倫理・懲戒の研修内容が、自己の行動を振り返る良い機会になった。

【講師担当】

- 説明する内容が多くて、時間が少なかった。
- 3時間は、配分を考えれば適度な時間だと思う。
- 講師としてはなかなか難しかったが、良い機会を与えてもらった。
- 研修内容について意見交換をする事により積極的になれる効果有り。
- 和気藹藹の中で楽しく、かつ真剣に講習が出来た。
- 今後続ける場合は、講義内容と講師の選任は重要。
- 少人数で研修は有効であるが、会員の多い支部は運営面で大変である。
- 先輩会員の「いまさら」という視線を感じた。会員は身近な問題として考えてほしい。

【今後に期待すること】

会員には調査士法や会則で研修受講義務があり、一方本会や支部役員には「会員の資質の向上を図れるような」内容の研修会を開く義務があります。鋭意努力していますが、全体研修会では多くの会員な多様なニーズにこたえることは非常に難しい事です。

本来、研修は各会員が受け身の立場でなく、前向きに積極的に自己研鑽することで効果が高まると考えます。外部からの講師の話を一方向的に聞くだけの研修だけでなく（もちろんそういう研修会も必要ですが）、自分たちで作る研修会や自分たちが中心となって進める研修会が有っても良いのではと考えます。

倫理・懲戒については今回時間が足りなかったという感想があります。是非それぞれの支部で再検討する時間を取っていただき、今回の様な研修会を支部・グループ単位で計画して自己研鑽に努めていただきたいと思います。ところで、多くの支部から要望のありました懲戒事例集の印刷又はCD配布については、現在のところ不可ですが、研修会や勉強会では大いに利用して下さい。（使用希望は本会又は理事に申し出て下さい。）

3月の第3回全体研修会は、この2年間業務研修部で行ってきた最後の研修会となります。『長野会の会員による研修会』として、会員が講師となって調査士の目線から現在の土地家屋調査士業務や制度を考え、意見発表や討論を計画しています。事前に、又研修会場で多くの会員の積極的なご意見、ご参加を宜しく願います。

会員研修会の報告

業務研修部理事 海野正寿

平成22年11月25日（午前の部）松本文化会館に於いて第二回全体研修会が開催された。今回は日調連名誉会長 西本孔昭先生、そして長野地裁判事 日比野 幹 氏によるそれぞれ業務に関連したテーマでの講演ということもあり、関東ブロックの近隣会にも発信し公開講座としたところ、山梨会・栃木会からもあわせて6名の聴講者があった。当日、本会会員の出席数は230名、出席率は52.9%である。

前日調連会長で現名誉会長である愛知会の西本孔昭先生は、その長い役員経歴と個性的人となりで現在も業務とともに精力的に講演活動もこなされている。今回は「土地家屋調査士の未来と展望」という大きなテーマで講演頂いた。西本先生の講義を要約するのは難しい。内容がというより先生の圧倒的な情報量と経験による話の展開にこちらが追いつけないのだ。先生の著書を読んでも独特のメタファーで語られる西本語録が読み手を惑わす。伝説の「イエロー本」もたぶんそれが一因で一部の人の誤解を生んだのではなかろうか。

そう感じていた私は今回の講演で西本先生よりいみじくも示唆に富む話を頂いた。

「行間を知る」ということ。「行間」もしくは「情報と情報の間」は読み取るものだという事だ。

たとえば地図に接したときの人と土との関係や歴史を読み取るということ。登記情報に接したときのそこ

に記されていない多くの情報を読み取るということ。そのためには境界の専門家としての能力が求められる。先生いわく「専門分野では小市民であってはならない」。

また、制度制定60周年にあたり長野県土地家屋調査士会に対して感謝とお褒めの言葉もいただいた。丸子事件のマスコミ対応、八系原点に関する広報活動を挙げられ、広報の重要性も訴えられた。「障子の向こうにいる婦女子にもわかるように」という福沢諭吉の言葉を引用されたのがわかりやすく印象的だった。資格士業の根本が揺らいでいるいま考えなくてはいけないことだろうと思う。

以上講演の要約にはなりません報告に代えます。

会員研修会出席状況

日時 平成22年11月25日
場所 長野県松本文化会館

支部名	会員数	出席者数	当日出席者数	出席率%	参考前回との比率%
長野	103	55	48	46.6	96.0
飯山	16	10	10	62.5	111.1
上田	36	20	18	50.0	120.0
佐久	43	17	15	34.9	100.0
諏訪	37	25	24	64.9	96.0
伊那	54	32	31	57.4	91.2
飯田	37	20	18	48.6	85.7
松本	90	56	53	58.9	94.6
木曾	8	3	3	37.5	60.0
大町	11	10	10	90.9	1250
合計	435	248	230	52.9	96.6

「日比野 幹判事」の講演を聞いて

業務研修部次長 菅 澤 徹 夫

平成22年11月25日（午後の部）、長野会初の裁判所から現役の判事さんの講演を聞くことが出来ました。講演の内容は想像していた通り、話は通り一遍的なものであったと、残念ながら思いました。しかし、講演の最後のほうで、先輩の裁判官から、調査士から難しい質問がでないように、あまり深みに入らないこと、と言われてきたと、ポロリと本音がでて、聞いていてなにか親しみが湧いてきた思いがしました。

調査士を取り巻く環境は、大変なことになっています。登記法の改正により筆界特定はできるし、ADRセンターが立ち上がり、今までと違い、資質が問われるような事態に対応しなければならないことになりました。今後の調査士制度がはたしてどのように変わってゆくのかは、解りませんが、一般の市民からは、今まで以上に頼りにされる立場になることだけは、確かだと思います。

日比野判事の話に戻りますが、10年で高々10件ほどしか判決がされないほど、土地の紛争は少ないものなのでしょうか。皆さんお分かりのとおり、とんでもないことで、日々我々の業務はいかに裁判所の裁判官を楽にさせているか、と思います。

裁判は、最終的に白黒を付けなければならないものですから、時間もかかるし頭を悩ませるでしょう。妥当な境界線の創設として、条理に従い筆界を創設することになると言っておりました。公平にかなう方法によって裁判では筆界線を創設することになるわけです。しかし、こ

のことは皆さんが毎日、苦労して立会の資料を集め、現地に赴いて調査し、さまざまな技法により事も簡単…ではないかもしれませんが、筆界を見つけたり、所有権界を確定したりしていますよね。

もっともっと大切な仕事をしているということ、声を大にして叫びたい思いです。

筆界特定は、筆界調査委員が意見書を出し、法務局が特定しますが、ほぼ99%訴訟になっても、その結果は変わらないと思っていましたが、最近では裁判で逆転された事例が出てきたと聞きました。大変残念なことですが、私も筆界調査委員を4年させていただいておりますが、いままでに3件、意見書を書かせていただきましたが、どれも絶対訴訟になっても結果が変わることなどないと自信をもっております。もちろん多くの調査士さんが同じ思いで仕事をされていることでしょう。

裁判所は、ADRセンターが出来てよかったと思っているのでしょうか、筆界特定の内容を十分知っているのでしょうか、我々は、もっと裁判所の判事から、境界問題は是非、近くの調査士事務所に相談してね…と言われるようにならないければいけないのです。認定調査士もただ資格があるだけで、何にも変わらないからと言わずに、相談を聞いて、悩める人々を救う一つの大切な手段なんだということを自らが理解して、今後の仕事に生かすことを考えましょう。ただこの研修会で感じたことは、裁判所との繋がりは大切にしましょう、お互いのために。

境界鑑定委員会業務報告

副委員長 猪飼 健一

皆様、新年明けましておめでとうございます。
いつも新年号は年男からの記事が投稿されるので4回目の年男である私は、「来たな！」と思ったら境界鑑定委員会からの報告を会報に載せよとの命でありました。ですので真面目に…、とはいってもいつもながら締切間際になって慌てて執筆いたしましたので稚拙な文章はお許し下さい。

改めて「境界鑑定委員会」の役割についてですが、平成21年度から第2期がスタートし筒井委員長、柳澤委員、業務部から金田理事と菅澤理事、猪飼と計5名で活動して参りました。

我々の現在の組織を新鑑定委員会と定義すれば以前の旧鑑定委員会は裁判所の鑑定依頼に対応できる人材の育成を目指したのですが、筆界特定制度の創設に伴い“境界鑑定”が“筆界特定”に置き換わり、調査士が誰でも、筆界特定手続の代理人及び法務局又は地方法務局の長から任命される筆界調査委員としての資質を備えることを目標とし、更にADRセンターの設立で調停の中で依頼される鑑定等実施員が鑑定書を作成することが求められるようになったため、旧組織を解消し新組織を発足して活動して参りました。

これまでに委員会の規程の改正、ADRセンターの鑑定等実施員の報酬基準額表の作成や「土地境界基本実務」（日調連発刊）を基にした研修を行って参りましたが、今年度の計画は旧鑑定委員会時代に作成された「長野県版境界鑑定マニュアル」の大幅なリニューアルでした。

そもそも長野会に鑑定マニュアルが存在して

いたことをご存知の方はおそらく少ないのではないのでしょうか。これまでのマニュアルの中身は他会で作成された裁判所の鑑定に向けた心構え程度の内容をそのまま複製して取り込み、表紙だけが長野会というもので実務的にはマニュアルとしての機能に乏しいものでした。

そこで筆界特定やADRセンターの立ち上げで改めて土地家屋調査士の業務の基本である境界の調査から結果の表現手法をとりまとめた内容を新たなマニュアルとして作り直すことにしました。更に長野会独自の資料も盛り込みオリジナリティを出してこの2年の成果としたいと考えております。

この会報が発刊されるころにはほぼ完成に近づいていると思いますが、原稿を書きながら（間に合わなきゃどうしよう…と）背中に冷や汗を感じています。

開業間もないの新人の皆さん、「土地境界基本実務Ⅰ～Ⅴ」（通称“叢書”と呼んでます）という実務書はご存知ですか？開業時に本会から「調査・測量実施要領」は貸与され必携ですが、この叢書を読み込み、その知識を身につけたらどこへ行っても怖くない！というほど調査士にとっての基本書中の基本書です。ぜひ購入し熟読して欲しいと思います。

今回作成するマニュアルは各会員はもちろん、主にADRセンターの鑑定等実施員にも向けたものですが、その内容は各委員が改めて叢書を読み込み執筆を分担して叢書のエッセンスをギュッと絞り、更に関係図書、判例等も引用照会して県内調査士の誰もが机の横に置いておきたくな

るようなものに仕上げています。(また冷や汗が…)

“鑑定”という今イチ身近でないキーワードはこの際外して、専門家として現地の境界を発見し、いかにわかりやすく関係者に報告できるか、ということに重点を置いています。どのように皆様の目に触れるようになるかは検討中ですが、年度末にはお見せできるよう今まさに奮闘中であります。

昨年土地家屋調査士制度制定60周年を迎え様々な行事が執り行われましたが、そうした中でよく“地籍学”とか“空間情報”というキーワードを耳にしました。一筆の土地における多くの登記簿や公図は未だに租税徴収を目的とした土

地台帳時代の古い情報を引きずっており、不動産登記法14条に指定される地図の整備が全国で5割程しかないことに対して官・行・民が共通の問題意識を持ちつつあることがその理由の一つではないでしょうか。不動産に係る権利の明確化に寄与する土地家屋調査士として今後取り扱う情報は、時間軸や空間軸まで視野に入ってくるかもしれません。

権利関係が複雑で土地の価値が高くなった現代において古い情報の中から筆界を明らかにする専門家技法の手立てとして、新人の方々のみに関わらず全ての会員の皆様の日常の業務において活用していただければ幸いです。

境界ADRは、土地家屋調査士と センター長野の共同作業

境界問題解決支援センター長野 運営委員長 小泉 栄一

置かれた環境の相違からか各单位会（関東ブロック内）のADRに対する取り組み方も多少異なっていると感じています。長野会として、民間紛争解決手続における土地家屋調査士（代理人）の役割、境界問題解決支援センター長野の役割を見直し、解決手続全体を見据えた方針を確認することが必要かと思えます。

丸3年に

当会がセンター長野を設置したのは、平成20年4月1日ですから、今年の4月に丸3年を迎えます。この間に土地家屋調査士法による指定を受け、ADR法による認証を取得しました。

全国のほとんどの単位会がADR機関を設置し、そのうち認証を取得したのは、12会となります。

設置後の問合せ総件数は164件、相談申込件数17件、調停申立件数が5件であり、これらの数は先行会の実績資料からして想定された数ではあるものの、決して多い件数とはいえません。現在、調停手続が1件進行中ですが、この原稿が会報に載る頃には和解が成立しているものと思えます。

土地家屋調査士に代理権

今更確認することもないであろうと言われそうですが、改正された土地家屋調査士法第3条には、土地家屋調査士の業務として、新たに二つの業務が加わりました。

その一つは、筆界特定手続代理関係業務であり、もう一つは、民間紛争解決手続代理関係業務であります。

筆界特定手続は、当事者対立構造の手続では

ないものの、その代理をする場合は、潜在的に利害の対立する所有者の代理をすることになるといわれていますので当事者の一方の立場にたち、相談、代理業務を行うこととなります。

また、同じ筆界をめぐる争いについては、筆界特定手続と民間紛争解決手続とは、社会的には同一の事件を対象とするものと考えられ、倫理上その二つの手続代理関係業務には受任制限規定が適用されています。

同法は、土地の境界紛争解決のための一つの手段として、紛争当事者からの相談を受け代理を行う者としての資格を土地家屋調査士に与え、紛争予防あるいは紛争解決に寄与することに期待したものと思います。

境界ADRの代理

土地家屋調査士が行う民間紛争解決手続代理とは、同法第3条第1項第7号「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について…和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続）」における代理です。

したがってその代理は、白黒をつけるためのものではなく、和解を目指した代理活動（相談もまた同じ。）になるものと思います。

また、その代理権行使の場は、法務大臣から指定を受けたセンター長野などが行う和解の仲介手続（調停手続）に限られます。

同法には、「当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理」とされているからです。

共同受任

当会は、民間紛争解決手続における代理業務を行う会員に対して、共同受任候補弁護士を紹

介する体制を整えました。

事務局に問い合わせただけであれば、すでに長野県弁護士会の協力を得て備え付けた名簿のうちから候補弁護士を紹介します。

予防・解決への第一歩は

センター長野は、境界紛争当事者の間にたち境界に関する民事上の紛争の和解の仲介をするところですから、中立・公正な調停機関としての体制を維持しつつ、登記制度に配慮した和解を目指します。

所有権界の合意のみでは、境界紛争は解決したことにはなりません。登記手続をも明確にした内容での和解の成立、それが調査士会型ADRの目指すところであり、他の解決機関との違いであり、特色（強み）であると思います。

センター長野の相談は、どちらからの相談も受け付けます。したがって一方当事者の立場での具体的助言の提供には限界があると考えられます。

それに対して土地家屋調査士が行う相談は、一方当事者からに限られますが、境界ADRにおいては、まず土地家屋調査士が、境界に関する資料を調査検討し、現地の状況を確認した上で助言（境界に関する情報提供）をするというステップが必要と思われ、一次的に案件を整理する場としては、センター長野の相談よりも効果的であり、より現実的である場合も多いかと思われれます。

境界紛争解決手続は、全てセンター長野が行うものと考えている方がいるかも知れませんが、境界紛争の相談・代理を業とする土地家屋調査士が横を向いたままでよいのでしょうか。

境界の専門家である土地家屋調査士のADRにおける役割は、極めて重要だと思います。

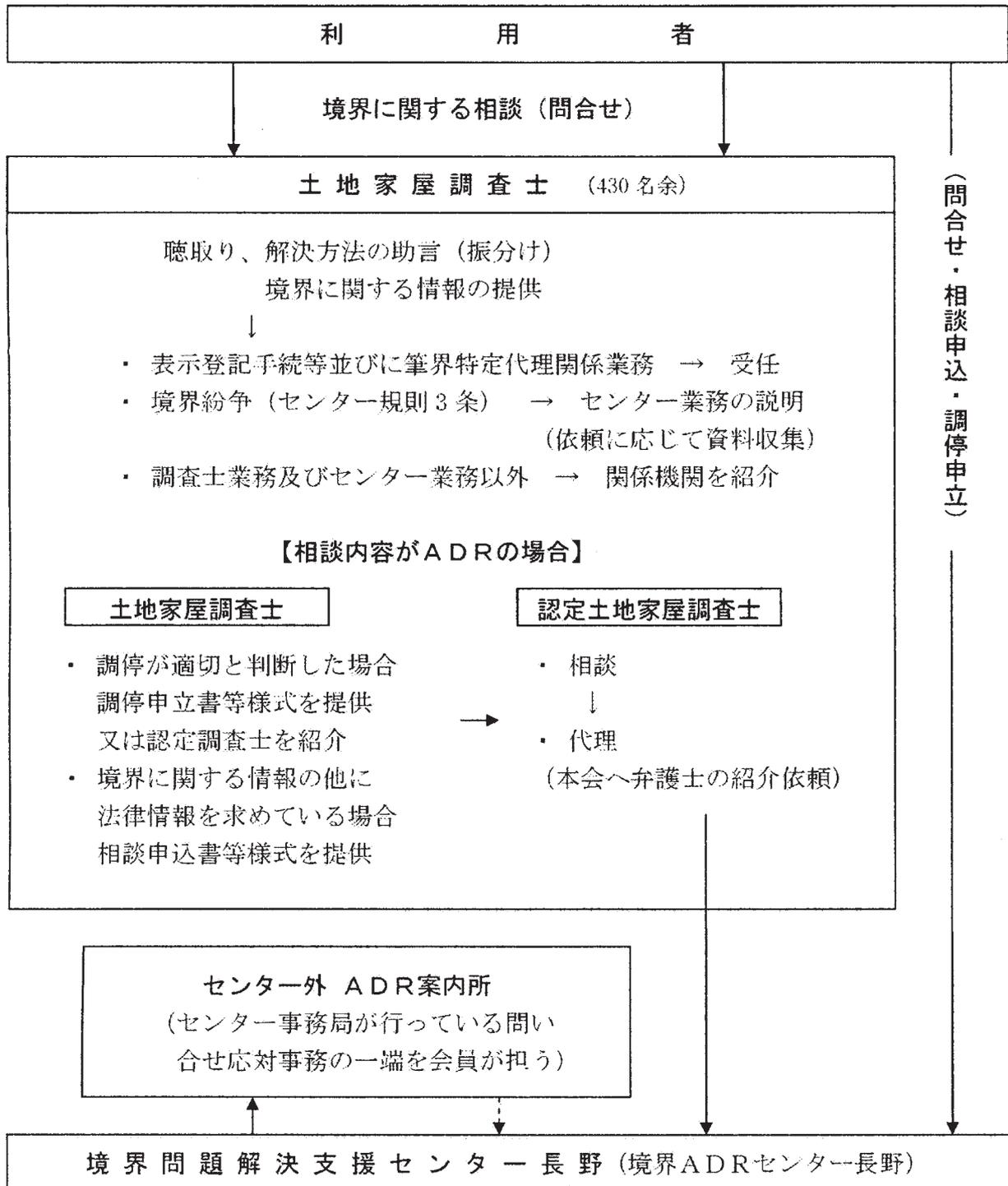
今後のセンター研修

センター長野では、調停技法を含め調停手続の開始から終了に至るまでの流れに沿った研修スタイルを検討しています。
また、和解契約書のモデルの検討、和解後そ

の和解内容の履行について不安がある場合の対応方法についても検討しています。

近々センター関係者の研修会を計画していますので、その際はぜひ参加していただき、各位のご意見をお聞かせ願います。

【境界ADRの問合せ窓口】



関東ブロックADR研修会に参加して

境界問題解決支援センター長野 運営委員 吉澤 博

去る、平成22年11月12日（金）午後1：00から5：00まで、茨城県のつくば国際会議場（中ホール）において関東ブロック協議会、茨城会担当によるADR研修会が開催されました。長野会からは小泉センター長・運営委員3名、センター関与者2名の計6名が参加しました。午後1時から開会され、担当会の茨城会 村田会長より「つくば市」について紹介がありました。続いて、関東ブロック協議会長 千葉会の椎名会長の挨拶は、これからの調査士制度を守っていくには、新しい分野であるADR・筆界特定制度・地図に積極的に関わって力を発揮していくこと。又、認定調査士を増やしていくことが重要であるとの挨拶でした。引き続き、千葉会の高橋センター長より、ADR11（イレブン）についての説明がありました。ADR11（イレブン）とは、関東ブロックの11会の全てにADRセンターが出来ており、関東11会のセンターが互いに力を合わせて情報を密にし、研修計画等を行っていきADR制度を会員に根づかせる主旨のもと関東11会の協力をADR11（イレブン）と称します。との説明がありました。そして、今回のADR研修会は、ADR11委員会の企画によるものであり、研修内容は「専門職における相談援助活動」講師は、千葉少年鑑別所 法務技官 原田杏子 先生です。原田先生は法務省更生局に入省後、日弁連等で専門職能の相談業務の在り方等を研究され、現在は千葉少年鑑別所で法務技官として少年の更生に尽力されております。との紹介がされました。

原田先生の自己紹介で講義が始まりました。

原田先生は日常相談研究、法律相談研究を研究しており、病院や学校でのカウンセリング、矯正施設（医療刑務所、少年鑑別所）や福祉施設での臨床面接を仕事としている。との紹介がされました。

原田先生は日頃、仕事の中で感じたことで、相談に来る人（利用者）、相談を受ける人（専門職）とでは思惑に違いがあるのではないか？相談に来る人が相談したいこと・ききたいことと、相談を受ける人のききたいこと・話題にしたいこととで焦点が違うことがあるのではないか。と感じており、専門職である土地家屋調査士にも相談を受ける際に、同じ様な共通点があるのではないかと思い、面接当事者同士の思惑の違いを専門家としてどう解消するか？このことを切り口に講義が始まりました。

1、相談に来る人（利用者）の立場について考える

ここで、カウンセラーの養成ビデオを視聴しました。

ビデオ視聴はアニメ風のもので、猫のノラキチが思い悩んでおり、いくつかのカウンセリングセンターでカウンセリングを受けるものでした。しかし、ノラキチはどのカウンセラーにも「自分の気持ちを聴いてもらえなかった。」というものがノラキチの最終的な気持ちでした。

2、なぜ、相談の専門性が問われるのか

面接には2つのタイプがある。

調査面接（診察 尋問 面接試験等）は、話を引き出し、情報を集める。

相談面接（カウンセリング等）は、語りに耳

を傾け、語りを生み出す。

専門職による相談は、調査面接と相談面接の両方を持っている。両方を兼ね備えることにより適切な相談ができる。相談面接は特殊なことであり疑心暗鬼・混乱状態にある相談者から話を聴くものであるから、上手に聴けなくて当たり前、だからこそ丁寧に聴くことが大切。ノラキチの場合もカウンセラーがノラキチの話を丁寧に聴き、信頼関係を築ければ満足がいく相談ができたのではないかと思います。

3、信頼関係を築くために

「秘密を守る態度」・「暖かみのある態度」・「相手に敬意を払おう」専門家の枠組みで利用者を判断しない。相手の立場にたって話を聴く。専門家としての目的と自覚を持って相談を展開する。

この後、グループワークが行われました。グループワークでは2人1組「うなずきながら笑顔で話をきく」場合と「うなずかず目を伏せて話をきく」ことを体験してみました。私が感じたことは、「うなずかず目を伏せて話をきく」では、なにか自分の話をまったく聴いてもらえ

ない、もう話をやめようという気持ちになりました。「聴く姿勢の大切さ」というものを痛感しました。

4、「共感的に話を聴く」技能

「私はあなたを尊重し、あなたの立場にたって理解していますよ」と相手に伝える技能。「聴く」作業は、自己満足ではなく、相手が満足して初めて成立する。特殊な技能であり訓練が必要である。

その後、模擬相談と事例検討会がおこなわれ、研修会参加者の中から相談者と相談員役が選ばれて模擬相談が行われました。目的は相談を見せ合うことから、相談技能の見直しをすることができることでした。

5、まとめとして、今後の実践に向けて「相談援助活動の基本姿勢や聴く技能は、日常生活とは異なり特殊なもので、発想の転換しただけでは不十分で継続的な訓練の機会が必要である。」と原田先生の講義のしめくくりとなりました。

私は、この研修会に参加してみて相談の「共感的に話を聴く」技能の大切さと難しさを痛感し、相当な訓練が必要であると感じました。

土地家屋調査士の行う無料相談会について

広報部 伊藤 正彦

本会では平成21年2月に長野市、上田市、松本市、飯田市で土地家屋調査士の行う無料相談

会を開催し以下の集計結果になりました。

■性別

相談者	計	男性	女性
中信	7	4	3
北信	18	14	4
東信	17	10	7

■年齢

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
中信	0	0	0	1	1	5	0	0
北信	0	1	4	2	4	4	3	0
東信	0	1	1	1	5	6	2	0
南信	0	0	1	0	1	5	0	1
計	0	2	6	4	11	20	5	1

■どこで相談会を知ったか

広告	広報・市報 (無料広告)	新聞・ 地方紙 (有料広告)	インターネット	通りがかり	不明	計
中信	7	0	0	0	0	7
北信	9	7	1	1	0	18
東信	14	3	0	0	0	17
南信	7	1	0	0	1	9

■相談内容（1人2件の相談あり）

	土地の相談	建物の相談	その他	計
中信	5	1	2	8
北信	12	0	10	22
東信	9	1	7	17
南信	7	0	3	10
計	33	2	22	57

さらに土地家屋調査士制度60周年記念、表示登記創設50周年記念として平成22年10月8日に

全支部において表示登記無料相談会を開催した結果は以下のとおりです。

■性別

相談者	計	男性	女性
長野市会場	16	11	5
飯山会場	2	2	0
中野市会場	3	3	0
上田市会場	3(4)	0	3
佐久市会場	5	3	2
茅野市会場	3	3	0
岡谷市会場	5	2	3
下諏訪町会場	3	3	0
伊那市会場	6	5	1
飯田市会場	8	6	2
松本市会場	11	7	4
木曾町会場	1	1	0
大町市会場	4	2	2
合計	70	48	22

■年齢

相談者	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代
長野市会場	0	0	0	4	7	2	1	2
飯山会場	0	0	1	0	0	0	1	0
中野市会場	0	0	0	1	0	1	0	0
上田市会場	0	0	1	0	1	1	0	0
佐久市会場	0	0	0	1	2	2	0	0
茅野市会場	0	0	0	1	1	0	1	0
岡谷市会場	0	0	0	1	1	3	0	0
下諏訪町会場	0	0	0	1	0	2	0	0
伊那市会場	0	0	0	2	2	1	0	0
飯田市会場	0	0	0	3	2	2	1	0
松本市会場	0	0	0	2	4	4	0	0
木曾町会場	0	0	0	0	0	1	0	0
大町市会場	0	0	0	1	0	0	3	0
合計	0	0	2	17	20	19	7	2

■どこで相談会を知ったか

広告	広報・市報 (無料広告)	TV・ ラジオ	新聞・地方紙 (有料広告)	インター ネット	その他	不明	計
長野市会場	10	1	4	0	1	0	16
飯山会場	2	0	0	0	0	0	2
中野市会場	2	0	1	0	0	0	3
上田市会場	3	0	0	0	0	0	3
佐久市会場	3	0	0	0	2	0	5
茅野市会場	2	0	1	0	0	0	3
岡谷市会場	1	0	3	0	1	0	5
下諏訪町会場	0	0	3	0	0	0	3
伊那市会場	3	0	1	1	0	1	6
飯田市会場	7	0	1	0	0	0	8
松本市会場	8	0	3	0	0	0	11
木曾町会場	0	0	0	0	1	0	1
大町市会場	3	0	0	0	1	0	4
計	44	1	17	1	6	1	70

■相談内容（1人2件の相談あり）

内容	土地境界問題	土地の相談	建物の相談	その他	計
長野市会場	11	5	0	0	16
飯山会場	0	0	0	2	2
中野市会場	2	0	0	1	3
上田市会場	2	1	0	0	3
佐久市会場	4	3	0	2	9
茅野市会場	0	3	0	0	3
岡谷市会場	1	1	1	2	5
下諏訪町会場	0	2	2	0	4
伊那市会場					0
飯田市会場	5	0	2	1	8
松本市会場					0
木曾町会場	1	0	0	0	1
大町市会場					0
計	26	15	5	8	54

今後の相談会の開催については各支部において計画があると思いますが理想的な相談会の開催としてまとめましたので今後の相談会開催の参考にしてください。

1 市民への周知方法について

無料の市町村広報誌への掲載が一番効果あります、2月の相談会では信毎及び地方誌（いずれも有料）にも掲載しましたが相談者の多くは市町村広報誌で知ったとの回答がありました。市町村広報誌の掲載なので安心して相談に来られると思います、地方紙掲載については土地家屋調査士の知名度が低いためなのか相談会案内を不信に思われるかも知れません。

相談会案内の掲載内容ですが土地建物相談でなく、5割がそうであるように土地の境界問題に関する相談及び建物登記相談の掲載が望ましく、10月の表示登記無料相談の掲載ではやはり市民の理解度が低いため内容がわからなかったと思います。

掲載依頼については1ヶ月前から2ヶ月前の締め切りがあるので早めの準備が必要になります。

2 相談会場について

公共施設である市町村の庁舎使用が望ましい、市町村庁舎会場での相談会なのでやはり安心して来られるし、会場費も営利でなければ無料の所が多い。

会場案内看板を庁舎入り口等わかりやすいよう設置し、土地家屋調査士会ののぼりも本会にありますのでご利用ください。

3 時間と回数について

2月の相談会は半日でしたが10月の相談会は1日行いました。1日行った場合午前か午後のどちらかに集中するので半日が良く、相談者1人に対しては30分を目安としてあらかじめ時間の予約をしていただくと早く対応できます。

毎月相談会を行なっている支部もあるようですが相談者は月に数名なので1年に3から4回の開催が効果的です。

4 パンフレットについて

筆界特定、ADRセンター長野、まんがでわかる土地家屋調査士をクリアファイルに入れて相談者に渡しました。

5 相談員について

認定調査士が主に相談員を担当しましたが日常業務の延長なので相談の振り分けがきちんとできればだれが担当して頂いても充分だと思います、あちこちに相談してかなりの知識を持っている相談者、相談から現場の処理もすべて無料と思ってくる相談者には要注意です、入会して5年以内の会員にはトレーニングを兼ねて補助して頂きました。

6 回答方法について

2月の相談会では相談者に「境界問題なので土地家屋調査士に依頼してください」との回答が数例ありましたので10月の相談会では業務受託をしていただくよう相談員にお願いしました、

相談者の年齢は60から70代が多く80代の相談者は会場に来るだけでも大変なことです。土地家屋調査士の相談会に来て問題解決方法を説明し、もう一度土地家屋調査士に相談していただければ問題が解決されずそのままになってしまう場合が生じるので現場近くの調査士2名の連絡先を教えて頂くか、相談員の名刺を渡し後日連絡してもらうようにする、または後日法務局の資料を届ける、現地を確認して説明する等机上の説明だけでなく一歩進んで問題を解決することが社会貢献となります。自分の知っている知識、解決方法を説明しただけでは問題解決にはならないことに注意して下さい。

7 他士業との合同相談会について

市民にとって1会場で全ての問題が解決すれば便利ですが合同相談会の場合土地家屋調査士への相談者が来ないかもしれないので、1年に1回程度は他士業との合同相談会が望ましいと思います。今後の課題です。

広報部では市町村への相談会掲載例、他士業振り分け等をCDにまとめましたのでご利用ください。

佐久長聖中学校土地家屋調査士会見学会の報告

広報担当副会長 上 島 孝 雄

長野県土地家屋調査士会、社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の共催事業で、佐久長聖中学校が体験学習の一環として行われている本会会館の訪問が、今年度も下記の日程でありました。

日程及び担当者

第1回 平成22年12月6日(月)

午前9時45分～10時40分

3年β組 34名

- ・本会 上原副会長、伊藤広報部理事、公嘱協会 三原副理事長、的場理事

第2回 平成22年12月6日(月)

午後1時40分～2時30分

3年α組 34名

- ・本会 上島副会長、松本広報部長、公嘱協会 三原副理事長、的場理事

第3回 平成22年12月8日(水)

午前9時45分～10時40分

3年γ組 34名

- ・本会 上島副会長、松本広報部長、伊藤・北澤広報部理事
公嘱協会 三原副理事長、的場理事

私は、第2回、3回を担当しました。去年私が担当した日は、雪が舞う寒い日で外での体験が出来ず残念でしたが、今年度は全ての日が晴れになり、外でのGPS測定の体験をしてもらう事が出来ました。生徒諸君の熱心に話を聞く

姿勢について私も説明しているとき、時間も忘れてしまいましたが、最初の挨拶でしたので生徒さんからの反応はにぶく、その後の三原副理事長の測量の話、的場理事の測量機の説明並びに距離当てクイズは大変盛り上がりました。

法律に絡んで従事する仕事は色々ありますが、土地家屋調査士は法律の上での知識と測量の技術を持って(文系と理系の知識を生かす)仕事をしている事を説明し、公嘱協会担当者が実際に測量機を用意して説明しましたが、女生徒の反応が良く(前に座ってもらったせいかな?) 帰る時、女生徒から「会員に女性もいますか?」との質問もされたので、長野にも女性会員がいて、活躍していることを伝えると、嬉しそうな顔をしてくれたのが印象的でした。今回の体験学習が、少しでもこれからの職業選択に役にたてばと思いながら、生徒達を見送りました。



佐久長聖中学生感想文

「見学会を終えて」

3年γ組 関 島 真美子

私は今回見学に来るまで、土地家屋調査士という仕事があることを知りませんでした。もちろん、今私が住んでいる所も借りている土地だし、境界を決める杭もいろいろな場所で見たく

とはありますが、この仕事を意識したのは今回が初めてでした。

法律=難しいというイメージがすっかり定着している私は、法律を主として仕事をするのは

難しくて分かりにくく、固い印象がありました。しかし、一番最初にしていただいた説明は興味をひきました。それは、宇宙に打ち上げられた衛星を使って位置を調べるGPSのことでした。見えもしない遠くにある衛星と交信したりする小さな機械一つで位置を正確に知ることができる…。私にとっては夢のようでした。自分の頭より小さい物で測量ができるとは、昔日本地図を作った伊能忠敬など、どんなに驚くでしょうか。

こうして興味を持ち、後の話もすんなりと聞くことができました。大切な土地を守る人たちは、意外と私たちの近くにいました。身の周りで起きている様々なことに目を向け、いろいろ

なことを知り、問題を解決する土地家屋調査士はかっこいいと思いました。



「土地家屋調査士会館を訪問して」

3年γ組 室賀 優梨子

初めて聞いた時、「土地家屋調査士」とはどういうお仕事なのかわかりませんでした。テレビ番組の「ビフォーアフター」みたいに（ちょっと違うかな）屋根裏がどう、とか地下の土台が崩れてる、とかそういう”実地調査”をするお仕事なのかあと思っていました。

実際は家や土地について法律に関わることを調整したりするのだ、と知りました。また、距離や面積等の調査等もするので数学に関する知識が必要です。また、色々な機械を使う為に専門知識も必要だそうです。「土地家屋調査士」というのは、どうも器用だなあと思いました。

会館では、豊臣秀吉の「検地」の頃から伝わる土地の調査方法と「三角法」の理論を使った機械についてお話をききました。

土地の計算方法については良く分からなかったのですが、式の通りに図形をくみかえると長方形になってしまったのは不思議でした。帰ってから先生は何故そうなるのか説明していましたが、何というか不思議な「術」くらいにしておいた方が夢が壊れないからききませんでした。（こういう考え方だから数学が嫌いなんですか。）

ただ、今の様に外国との交信が栄んでなかった時代、学問での数学がそろばんだった時代にこの計算方法を教わった人々はどんな風に考えたのかなと思うと楽しいです。

それから距離をはかる機械は、望遠鏡みたいな機能があり、とても遠くのものをみることができました。なんで距離を知るのに遠くを見る必要があるんだろう、と思いましたが、測定開始を知る為なのかな、と今さらになって思います。

私が見せてもらったのは、少し遠い山で綺麗な白壁のお城のてっぺんが見えました。とてもくっきりみえたのですが、窓から自分の目でみた時は山しか見えず、相当な距離だったことが分かりました。

名前だけをきいたら仕事内容を知るのは難しかったと思いますが、易しく説明して下さいのおかげで「土地家屋調査士」というお仕事のほんの少しだったと思いますが知ることができました。本当にありがとうございました。



長野支部・支所合同研修会の企画と参加で思ったこと

長野支部 的場 秀樹

平成22年10月25日に長野支部・支所合同の研修会が行われました。その研修会に微力ながら企画に携わったこと、研修会に参加したことを寄稿していきます。

太閤検地で原始的な方法で土地を測るという時代から始まり、土地の大きさが分かればよかった時代から今では個人の土地に関して権利意識の高さも相まって、境界管理のために不動産登記法や国土調査法が大改正され時代の変化に即した法律に基づいて不登法第14条地図作成、また国土調査法による地図作成が基準点測量においてはGPSを用い、境界点測量は現在ではトータルステーションを用いた測量が主流となっています。

長野支部・支所の会員と社員の皆様にも登記基準点のための4級基準点測量に関して、何度か測量研修をさせていただきましたが、長野支部・支所で今回研修担当理事より改めて測量研修をという提案があり、企画の段階からお声をかけていただき、参加させていただきました。

研修会では何をテーマにしたら会員と社員に有意義な情報を伝えられるか悩むところだと思います。

8月26日に研修担当理事で選抜した少数精鋭の4人の士（サムライ）が集まり、まず測量研修のテーマはどうしたらいいのかといきなり第1の壁に当たってしまいました。なぜ壁に当たったかという、少数精鋭の4人の士（サムライ）は測量に関して何かしら知識を持っているため

（私など他の方にはおよびませんが）測量専門用語が飛び交いそれは測量コンサルタントの分野に近い内容で、土地家屋調査士向けでないことに気が付かないまま話が進み、少数精鋭の内の一人から「測量の基本はどうか」という言葉があり、これは私にしてみれば衝撃的で「あっ、そうか」と納得し、灯台下暗しとはこのことを言うのかとちょっと感動しました。

法律を扱う土地家屋調査士にとって「境界立会業務」は得意中の得意、また「測量の基本」は知っていて当然、まして街区基準点を使用して地積測量図を作成しているわけですから、今更と思いましたが、長野支部・支所で測量研修会といえば、街区基準点を使用した測量方法や4級基準点測量について屋内で話をして頭で理解していても実際屋外でやったことが無く、絵に描いた餅が美味しく食べられる餅にやっとなるのかなという期待をしながら、第1の壁を叩き壊して企画会議が進みだしました。しかし「測量の基本」と単純明快なことなのに、屋外で何をやったらいいのかで第2の壁が訪れるとはなんたる意地悪なことか。

ここは思いっきり基本に戻ろうということになり、測量器械の設置の仕方と4級基準点測量に必要な2対回の観測方法をテーマに第2の壁も無事クリアー。

しかも期待通り第3の壁がやってきました。100人を超える長野支部・支所の会員と社員のために安全で屋外での研修会には広い場所が必

要なのですが、幸いなことにこれは須坂市の百々川河川敷が候補に上がり難くクリアー。

これだけで1日かけての研修の内容は十分と思いきや午前屋外で、午後は屋内で研修をしたいとさらに無理難題の話が出る！

結局午前は測量器械の設置の仕方と2対回の観測方法のみとなり、午後は街区基準点を用いた測量方法と距離補正計算方法の復習と実際屋外の測量作業で起きそうな大変ためになる話をするということを決めて第1回目の企画会議終了となりました。

第2回目の企画会議は、10月13日に百々川河川敷にて屋外研修のための実習場所作りをし、実際2対回観測をするために視準方向を3箇所、観測場所を25箇所設置し、観測点1点ごとに3方向2対回のバックデータとして観測して、10月25日は雨天決行の強行日程のため、屋外実習ができない時は橋の下での研修もできるようにと準備もして丸1日かけ何とか屋外研修の場所の準備が整いました。

さて、それからが大変！他の講師陣と手分けをして10月20日までに研修会資料作りが始まり、知識の乏しい私には何の因果か午前と午後の測量の基本について資料を作らなければならず、午前の資料はインターネットや図書館でいろいろと探してはみたものの、測量の基本についての資料は全くといって無いに等しく25年以上前に勉強した測量専門学校の知識と測量会社で勉強した知識を搾り出すようにまた捻り出すように思い出しながら、写真をはめ込んで何とか20枚程度にまとめ、午後の資料は以前測量研修で使用した資料をリメイクして7枚程度にまとめ、研修担当理事に何とか締切日に間に合う

ようにメールにて送り、他の講師陣の立派な資料と一緒に綴っていただき、かなり良い研修資料が出来上がったように思います。そして雨が降らないことを祈りながら研修会の日を迎えることとなりました。

当日は役員の中に雨に縁のある人？がいるのか準備中に少し雨が降りましたがその後雨が降ることもなく朝9時からの「測量の基本」の午前の研修会には会員と社員総勢43名（41名と補助者2名）の参加者にて最初に測量器械の設置を『下げ振り』を使って行いました。なぜ『下げ振り』を使ったかということ、会員と社員の皆さんがお持ちの最近の測量器械は高価で性能が良いため私なら「測量器械を三脚に据えて脚を踏み込むなんてことは怖くてできない」が本音だからです。（ちなみに私の測量器械は自動視準でもなく自動追尾でもないノーマルなトータルステーションです。）

研修会資料をもとに『下げ振り』を使用した方法を一通り説明して参加者全員に三脚に『下げ振り』を取付けて測量器械の設置を経験していただきました。

次に、各自2対回の観測点に移動し『下げ振り』を使用して測量器械を設置して3方向2対



屋内にての研修の様子

回観測を実際していただきました。『下げ振り』を使用しましょうとお願いを一つしたものですから、測量器械の設置に苦勞されている方もいましたが、会員と社員の方が普段D I D地区の街区基準点を使用して4級基準点測量を経験しているだけあり、観測はほとんど問題なくされていたようです。観測に関しては自信を持っているのではないのでしょうか。

このようなかなり濃い内容を午前中にして屋外研修を無事？クリアー。次は午後の研修場所へ移動となりました。

午後1時30分からの「測量の基本」の午後の研修会には会員と社員総勢54名（50名と補助者4名）の参加者にて、お昼を食べ午後研修会場は昼寝をするにはちょうどよい薄暗い環境の屋内で始まりました。

街区基準点を使用する時の注意点と4級基準点測量の観測方法、距離の補正方法、観測手簿と結合計算書の見方など以前話した内容の復習もかね屋内での測量研修に初めて参加される会員と社員の方もいるので若林講師に丁寧に話をさせていただきました。

そのあと、清水講師から「こんなことありました」という内容で実際屋外の測量作業で起きた話をしていただき、この内容は普段会員と社員が疑問に思っていること、やっていることを43個にまとめ（よく43個もまとめたものだなと感心するほどの内容です。）、しかし惜しくも時間が無く僅か10個ほどの解説で終わってしまった事は残念でしたが、貴重な話題であったことは確かです。続きを聞きたい方がいらっしゃいましたら直接清水講師へ問い合わせしてみたいかがでしょうか。きっと親切丁寧に解説をして

くれるはずと期待しています。

余談で申し訳ありませんが、法律家としての土地家屋調査士ではありますが、街区基準点、法14条地図地域や国土調査地域の基準点を使用して4級基準点測量による登記基準点設置、境界測量も何の問題もなく自信を持ってできる測量家の土地家屋調査士が一人くらい世の中にもいいのかなと思います。

欲を言えば法律家と測量家を兼ね備えた土地家屋調査士が理想ですが。（私には無理ですが）この研修会は本来ならば屋外研修と屋内研修それぞれ1日の内容です。各半日づつとかなり内容を濃くして詰め込んでしまったわけですが会員と社員の皆様が常日頃土地家屋調査士の立会業務の経験を積み重ねてこられたと同じように面倒くさがらずちょっと測量業務にも経験を積み重ねていただければ幸いです。

寺島長野支部長、小島長野支所長、研修会を企画運営された溝口理事、屋外実習企画時にご指導された竹前理事、講師をされた清水会員、若林会員、少数精鋭メンバーの松永会員、そして長野支部・長野支所の会員と社員の皆様のご協力のおかげで研修会ができたことに感謝いたします。



2 対回観測中

全国一斉表示登記無料相談会

松本支部 坂上 隆人

10月9日(土)雨の中、南松本駅近くの「なんなん広場」(南部公民館)2Fの一室に9:30全員集合しました。ベテラン・中堅と若手が二人一組となって、3班で相談者に対応することを聞かされる。相談者は事前の予約を受けた人たちが各班3組ほどリストアップされており、別途飛び込みの相談も受けて欲しいと支部長よりお願いがありました。登記相談を担当するのは初めての経験であり、果して適切なアドバイスができるものやらと不安を感じつつ着席して来訪を待ちました。

10時の開始時刻と同時に予約していた人々が来場され、割り振られた班ごとにお話を聞き出しました。私の班は午前午後で4組の相談を受け、合筆すべきか否か、ご自身の土地登記の内

容が不明な人という町の行政相談でも回答の得られるものから、境界問題で調査士に測量・立会してもらったが、その後の隣接者との対応はどうしたら良いかという調査士でなければアドバイスできない問題もありました。終了間際の相談は調査士が出向いても解決のできない刃傷沙汰に進展しそうな深刻なものまであり驚きました。

各班とも誠心誠意相談者の立場になってお話を聞き、アドバイスできることはしたつもりです。閉会后支部長より相談者の感想として皆さん満足して帰られたとの報告を受け、皆ほっとしました。

相談会への感想としては、より頻繁に調査士による無料相談会が開かれて良いと思いました。

平成22年度松本支部研修旅行

松本支部総務部宴会担当理事 宮下 新

平成22年6月26日から6月28日の2泊3日の行程で、毎年恒例の松本支部研修旅行が実施された。今年の参加者は正副支部長をはじめとする会員18名、立川事務長の総勢19名であり、目的地は東京新名所・千葉・横須賀である。

去年は道程が長く、公共交通機関であった為、品位を保持し過ぎて、会員相互間の懇親が深まりにくいという反省から、やっぱり貸切りバス

旅行だろう…ということになった。

毎年秋が通例であるが、今年は調査士会の行事が秋にあることから、この時期を選定した。総務部旅行担当理事として2年目を迎え、気合が入っていたが、会員18名と近年類を見ない参加者の少なさに、「私の不徳の致す所でございます。」と暗い気持ちで豊科インターを出発した。松本東急イン前、塩尻北インター、みどり

湖PAで参加者を乗せ、北村顧問の「皆の衆、用意はよろしいかっ！乾杯！」の発声で、最初の目的地である品川プリンスホテル（エプソン品川アクアスタジアム）を目指す。私のBLUEな気持ちをよそに、ビールの売れ行きは好調。少数精鋭の為、栈敷は広々。私もいつもの調子が出てきた。

エプソン品川アクアスタジアムでは、イルカのパフォーマンスや水族館も然ることながら、スポンサーである県内優良企業のエプソンが、世界のエプソンである事を再認識する。昼食は品プリのバイキング。和洋中種々の品揃えに驚く。また3,150円(内緒)のランチなのに、広い店内は満員。ここだけを見れば、景気低迷はどこか他所の話に聞こえる。

東京湾シンフォニークルーズでは、船内で結婚式が行われていた。東京者は小洒落ている。夕方ホテルに到着。雷門で有名な浅草寺で願掛けし、仲見世を散策する。高山部長に連れられて、染物屋に行く。たかが風呂敷や手ぬぐいと思っていたが、見れば見るほど趣深い。長居してしまい店の術中に嵌り、多額を集金される。しかし満足度も高い。ここ浅草は、大都会にあって日本の風情をしっかりと残している。外国人観光客が多いのも分かる。

初日の宴会は隅田川屋形船である。拠所無い事情で遅れていた筒井の御大が、此処で満を持して登場する。高嶋顧問のビールがすすみ、私も御機嫌。私情ではあるが、やはり旅行（宴会）には必要不可欠のお方である。カラオケでは開業15年にして初参加の石田会員が、その美声を

披露した。（来年もお待ちしています。）隅田川から近代建造物を眺めながら、屋形船の情緒に浸り、初日の夜は更けていった。

2日目は昼前に、成田山新勝寺で専門ガイドの蘊蓄に感心しながら、弘法大師空海がみずから敬刻して開眼し、護摩法を修せられた、本尊の不動明王像に合掌する。

次の目的地である誕生寺までの車中で、毎年恒例のビンゴ大会が行われた。司会進行は自称ビンゴシューターの私であるが、荒井伸介会員の欠席により、筒井賢一理事と2個1で乗り切る。（参加会員の皆様、ご唱和ありがとうございました。本当は一寸恥ずかしいんです。）しかし、1，2，3等などの賞品を執行部が独占してしまい、「ヤラセ」との声があがる。（偶然です。）誕生寺は日蓮宗大本山であり、日蓮上人誕生の地に、建立されたお寺である。

2日目の宿は、鴨川鯛の浦温泉ホテル三日月である。時価1億5千万円の黄金風呂で有名な豪華な宿だが、奥ゆかしい高嶋顧問は皆に譲って最後に入ろうとしたところで、黄金風呂の扉に錠を掛けられ、清掃中の看板を出されてしまう。旅の疲れを温泉で癒し、豊島会員の乾杯で宴会が始まる。鯛の刺身やアワビの踊り焼きに舌鼓を打ち、懇親ゲーム大会で盛り上がる。無論ゲーム前の倫理綱領2の唱和は忘れない。筒井の御大の万歳で、盛況のうちに宴は終わる。最終日は朝から蒸し暑い。鋸山日本寺では、石像総高31mの日本一の大仏を拝観した後、切通しを歩き、石段を登り、100m程ある断崖絶壁の先端から、地獄のぞきをする。

金谷からフェリーで横須賀に渡り、日露戦争連合艦隊のフラッグシップである、戦艦三笠（復元）を見学する。東洋の小国日本の、東郷平八郎司令長官率いる日本連合艦隊が、大国ロシアのバルチック艦隊を撃滅したことは周知の事実だが、それに勇気づけられたフィンランドは、ロシア支配から独立し、東郷元帥の名は、現在でもフィンランドの小・中学校教科書で紹介されている。またフィンランドのビールのラベルにも、東郷元帥の肖像が使われている、という裏話がある。強い日本の象徴のひとつである。戦争には反対だが、近代史を教育しないことで、草食系などと言われて悦んでいる日本男

児を、国が作り出してしまうのではないかと憂えながら、最終日までの研修行程をすべて終え、帰路についた。

参加者全員怪我も病気も無く、充実した研修旅行ができたことは、総務部旅行担当理事として、正副支部長、高山総務部長をはじめとする参加会員の皆様、立川事務長、添乗員の小穴さんに心から厚く御礼申し上げます。

最後に、今回初参加の石田会員、小坂会員に伺ったところ、「親睦が深まった。」との感想を頂戴しております。来年も会員の皆様が奮って参加されることを、願ってやみません。



今、旬の市川海老蔵（よっ成田屋）で有名な、成田山新勝寺にて



日調連便り

日調連理事 中塚 憲

あけましておめでとうございます。

昨年は土地家屋調査士制度制定60周年という記念すべき年でした。連合会が行った記念事業、10月3日の地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会in Hibiya、10月9日の全国一斉表示登記無料相談会も、無事、成功裏に終えることができました。

節目の年に大きなイベントを開き、意見や情報を発信する。このことは単に催しを行うという意味だけではありません。連合会はここ10年来、主に国——政府、官庁、国会議員等へ様々な働きかけをしてきました。60周年記念事業はその総括、集大成といってもいいかもしれません。「こういうことができる資格者であり団体なのだ」と土地家屋調査士を、連合会をアピールする、国や社会に対する広報的な祈念がありました。日経新聞という全国紙にシンポジウムや一斉相談会の広告を打ったのも、このような理由によるものです。

とはいえ、記念事業は連合会だけで成しえたものではありません。シンポジウムには全国から1300人に及ぶ会員が駆けつけてくれました。一斉相談会は、全国219の会場で開催され、1083件の相談があったとの報告がされております。このような会員の皆様のご理解、ご協力、ご尽力がなければ、とても成功をおさめることはできませんでした。

あらためて御礼申し上げます。

60周年の事業も、残すところTVドラマ「境界殺人」（仮題）となりました。昨年末にシナリオの監修も終了し、撮影費へのご協力もいただき、現在撮影の真っ最中とのことです。放映はABN長野朝日放送土曜ワイド劇場の枠、放映日が決まり次第広報展開していく予定ですので、よろしくお願い申し上げます。

連合会理事会

連合会では60周年を「過去を振り返りさらなる未来を見据える」年と位置付けています。その一環として10月末、29日・30日の2日に渡り、第4回理事会を制度発祥の地 松本で執り行いました。会議のほか、1日目は小説「日本を測る人びと」の登場人物、赤羽多知雄先生の「お弟子」であった太田正人長野会相談役から、赤羽先生やご自身の思い出を交え、制度草創期の講話を受け、2日目は会議閉会后、理事全員で「土地家屋調査士制度発祥の地」碑を訪問し、調査士の原点に触れる研修を行いました。

また有志でもって、降旗徳弥初代連合会会長のお墓へのお参り、あるいは長野支部山本幸雄会員の私設博物館「はかりの館」訪問などもいたしました。

宮下会長、太田相談役はじめ、松本支部、長野会のみなさん、大変お世話になりました。松岡連合会会長からも「くれぐれも御礼申しあげ

てください」と託っております。まことにありがとうございました。

登記事務権限の見直し議論

連合会は地方分権改革に伴う「登記事務・権限などの法務局の機能が国から地方へ移管されること」について、日弁連、日司連とともに反対を表明しています。

新しい時代にふさわしい「国のかたち」としてこれまでの「依存と分配」の仕組みから地方の「自立と創造」への転換を図る地域主権の理念は十分理解します。その上でなお、独任官たる登記官が為す、高度な中立・公正性、専門性を要する登記等の手続は、私たちの財産、権利に直結することであり、また災害等の有事における危機管理等の面から見ても、国が自ら執務すべきものと考え、より慎重な議論と検証をすべし、と訴えています。

「国のかたち」を変えることに十分な吟味や議論もなく、拙速、一律に「出先機関」として廃止、地方に移管することには、個人的にも危惧を覚えます。長年培ったシステムを破壊した後で、「やってみただけダメでした」で済む話ではありません。(マスコミにいた者としては、政局ばかり追ってこの問題をもっと報道しないメディアにも疑問を感じていますが…) 有識者の意見ばかりではなく、もっと国民全体での議論が必要ではないでしょうか。たとえば賄いという視点から、国家公務員は減少しているのに国の借金は増え続け、さらに地方移管を断行して、それに伴う費用やその後の維持は誰が負担するのか、といった検討も不可欠に思えます。

連合会では登記事務権限の見直し議論に関す

るパンフレットを作成しました。各会に会員数の倍ほどお送りしてあります。一読いただき、このことについて地域の方々と是非語り合っていただきたいと存じます。

はじめの一步

2010年は回顧と展望の年でしたが、さて、新しい年。2011年はどのような年となりますでしょうか。

世界の情勢も、経済情勢も世相も国の行く末も、昨年来連合会が取り組んでいる地方分権改革の件も、いまだ予断を許さない状況で、諸々先行き不透明な年の初めではありますが、人であれば還暦の翌年、一巡りして「はじめの一步」の年は、未来への希望の幕開けであってほしいと期待します。

かつて月に降り立ったアームストロング船長は「That's one small step for man, one giant leap for mankind」＝「一人の人間にとっては小さな一步だが、人類にとっては大きな飛躍だ」との言葉を残しました。

土地家屋調査士にとって、新たな歩みを始める「はじめの一步」が、そんな一步になることを祈念して、新年の挨拶といたします。

Wish that's one small step for oneself, one giant leap for Land&House Investigators.

注) 理事会での太田相談役の講話は、会報ながの180号に「調査士との出会い」と題して収録されています。

第30回 関東ブロック協議会 親睦ゴルフ大会 報告

木曾支部 越 取 淳 一

新年明けましておめでとうございます、本年も会員の皆様にとってよい年になりますようお祈りいたします。

さて、去年の事ではありますが第30回関東ブロック協議会親睦ゴルフ大会が10月18日に飯綱高原の長野カントリークラブにて開催されました。関東各会より多くの皆様にご参加をいただきゴルフ大会153名、観光に4名のご参加をいただきました。

一昨年、次は長野会が当番会になるので視察を兼ねて山梨大会に参加をいたしました。大勢の参加者の大会となり当番会の大変さがわかり来年は失礼がないように頑張らねばと思いつてきました。

「越取さん大会の競技委員長をお願いします。」上原副会長がニコニコ笑顔で突然言われます、確かに関ブロの大会の際にはなんでもお手伝いをしますと言った覚えはありますが、競技委員長の大役を仰せつかるとは考えておらずびっくりしました、大丈夫当日ちょっと競技方法を説明してくればOKだよとニヤリ、受けて良いのか悪いのか十分考えもせずを受けてしまいました。150名を超えそうな大会、当日スタートするまでいろいろなアクシデントが予想されましたが、当たって砕けろの覚悟で臨みましたが、

いよいよ大会参加の募集が始まりそろそろ打ち合わせをと考えていたところ事務局より実行委員会開催の連絡があり本会会館へ、予想はしておりましたが150名を超える参加者の名簿を見て、組合せは誰が行うのか伺ったところ芦澤副会長がニヤリ、今から始めます。

長野支部長の寺島さん、理事の佐藤さん3名で確認をしながら始める事としましたが、スタート時間の希望、同伴競技者の指定、ハンディと

調整するのに手こずりました、それでも何とか形になり、大会要項、ルール規定など確認をして当日に備えました。

「越取さん参加者の追加です。」事務局からの連絡が数回、その都度組合せの変更があり、人数が足りない、多いと苦慮しましたが長野会のみなさんをお願いをして参加をいただき何とか組合せもよくなり当日を迎えることができました。急な参加のお願いを聞いていただいた会員のみなさんありがとうございました。

前夜祭は、猪飼さん考案?のクイズ形式のゲーム、会長からの特別賞等で大いに盛り上がり盛況に終わりました。後は、明日の天候さえ良ければ…

当日、朝食をすませホテルを出発、車を走らせれば各交差点に長野支部のみなさんが桃太郎旗をたて、寒空のなか道案内に出ておられます。感謝感激で会場へ、会場には長野支部の皆さん、本会の役員の方がゴルフをしないにも関わらず手伝いに来ていただきましたまた感謝感激、各組記念撮影を取っていただきスタートしました。

当日は天気もまずまず面識の無い各会の会員とはじめは緊張するも、次第にうちとけ、お互いのプレーに一喜一憂楽しい競技をすることができました。成績結果は個人の優勝が私と同組で後半は3連続バーディを取られた山梨会の伊藤さん、団体優勝はなんと長野会、ベストグロス東京会の遠藤さん(3オーバーの75点)以上でした。

最後に大会に当たって、道案内、カメラマン、受付等ご協力をいただいた長野支部の皆さん、役員の方皆さん本当にお疲れ様でした、ありがとうございました。立派な大会を開催できたことを会員の皆さんに報告いたします。

編集委員会よりお年賀 「第1回土地家屋調査士試験問題」

新年あけましておめでとうございます

「会報なごの」第180号秋号、制度制定60周年記念特別号の刊行も覚めやらぬうちに181号新年号発行の準備となりました。私たちは会報編集に関わられたことでいろいろなお宝に出逢うことが出来ました。先の記念号では昭和53年本会発行の「沿革史」より、第一回土地家屋調査士試験が昭和26年10月7日（日曜日）に行われた旨までを掲載しましたが、続きにその第一回試験問題がありましたのでここに紹介致します。「温故知新」

但し、解答はございませんので悪しからず。 広報部 会報編集委員会一同（記）松本誠吾拝

試 験 問 題

第1問 500坪内外の土地を測量して分筆する場合には、どの程度の機械を使用するのが最も適当か
答

第2問 次の測量器具につき精度の高いものから低いものの順に（ ）内に1,2,3,……の順位をつけよ。

() 鋼 卷 尺

() 布 卷 尺

() 測 鎖

() 竹 尺

() 間 縄

第3問 旧陸地測量部発行の一万分の一地形図から写真伸図によって二千五百分の一の地図を作った。伸図のために描き改めなければならないものは何か。下記のうちから最も重要なものを二つを挙げよ。

道路 河川 海岸線 鉄道 等高線 境界

答

第4問 次の文の空白の部分に適当な文字を挿入せよ。

アリダードの両直平板に刻んだ目盛の一分画は、両直平板の間の距離の で、これらの目盛は主として を測量するために必要である。後直平板の三個の視孔は、最上部のものは、前直平板の目盛 と、中央のものは、目盛 と、最下部のものは0と対応して、それぞれ正しく 視準線上になければならない。

第5問 縮尺 $\frac{1}{500}$ の図上の面積は、実際の面積の何分の一になっているか。

答

第6問 距離測量における原因の主なもの、次に掲げるものであるが、その重要なものから順に（ ）内に1,2,3,の順位をつけよ。

() 引張りが水平でないために生ずる誤差

() 見透線の誤差

() 温度の変化による誤差

() 測距器の長さが標準尺と異なるために生ずる誤差

() 張力の変化による誤差

第7問 平板測量で図形上誤差を生ずる原因としては、次の諸事項を挙げるができるが、のうち最も大きな原因と認められるものに○印をつけよ。但し、磁気の局所異常はないものとする。

(イ) 平板の指向（標定）が正しくないこと

- (ロ) 平板の水平でないこと
- (ハ) 描画誤差
- (ニ) 視準誤差
- (ホ) アリダードの調整の不完全なこと

第8問 次の第一組の熟語に対する説明を第二組中から選び出し、該当の熟語に附した番号を

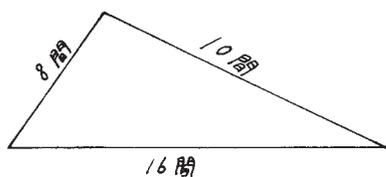
() 内に記入せよ。

- 〔第一組〕
- (1) 本地面積
 - (2) 方位角
 - (3) 磁方位
 - (4) 経 距
 - (5) 緯 距

〔〔第二組〕

- () 真北から右廻りに測った角
- () ある測線の東西線に対する正射影
- () ある測線の南北線に対する正射影
- () 磁北線となす水平角
- () 耕地に畦畔面積が加えられているときの面積

第9問 下図の土地の坪数を求めよ。但し、少数点二位以下は四捨五入するものとする。

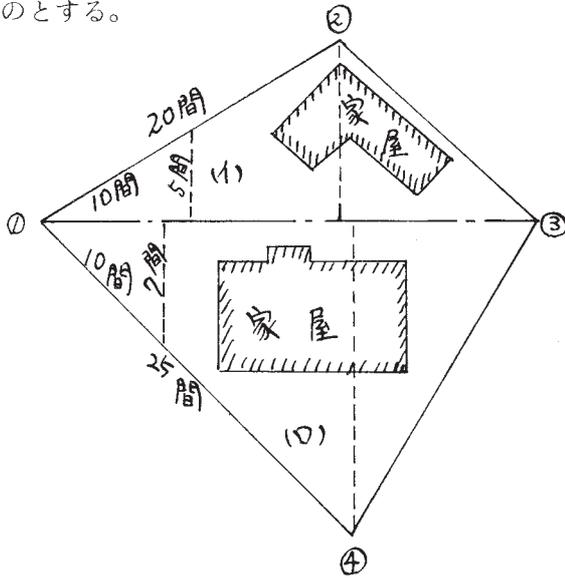


答

第10問 下記の座標を有する(1)、(2)点の間の距離を計算せよ。但し、少数点一位以下は四捨五入するものとする。

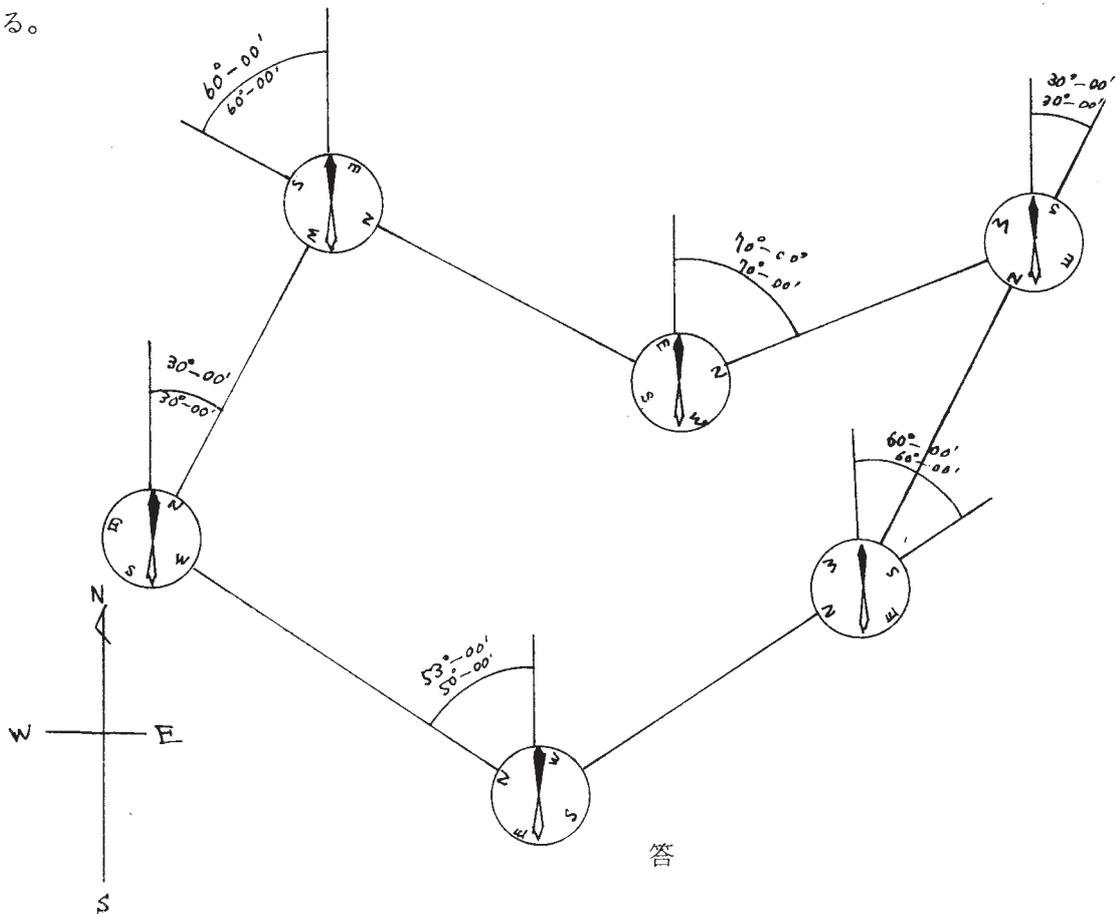
- | | | |
|---------|-------------|------------|
| (1)点の座標 | 横距 = 10 間 | 縦距 = 9.5 間 |
| (2)点の座標 | 横距 = 21.5 間 | 縦距 = 15 間 |

第11問 下図の土地の面積を計算せよ。但し、(イ)に付けた三角形の垂線に相当する小斜は障害物があるので実測できない。(1)(3)間の大斜は28間、(1)(4)間の延長は25間、(1)(2)間の辺長は20間とし、(1)(2)辺及び(1)(4)辺上に長さ10間を測り、大斜上に垂線を下し、5間と7間の値を得たものとする。



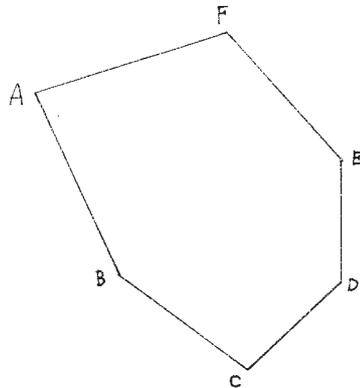
答

第12問 下図のようにコンパス測量を行った。第5点における前視、後視の値はいくらか。但し、磁気の局所異常はないものとし、又コンパスの分度円は全円式であるので、磁方位に直すものとする。



答

第13問 下図のような形の土地を平板で測量した。この面積を三斜法で測定しようとするものとし、最も適当な形の三角形に分割せよ。(解答は図中に線をひいて示すものとする。)



第14問 紙の乾湿による伸縮を検定することができるように、あらかじめ紙面に適宜の間隔に方眼線をひいて直に平面測量を行い、後日この面積計算をする時、方眼を測ったら縦横0.2%ずつ縮んでいた。紙上で測定した図形の面積は638坪であったが、この場合の実面積はどれだけか。答えは少数第三位以下四捨五入するものとする。

答

第15問 次の事柄のうち正しいものに○印をつけよ。

- (イ) 分筆の申告書には、異動の年月日を記載する必要がない。
- (ロ) 代位申告は、市町村長を経由してすることができない。
- (ハ) 地積の訂正の申告をする場合において別に登記の登録税を納付すれば、その申告の外に登記の申請があるものとみなされる。
- (ニ) 原野が溜池になったときは一ヶ月以内にそれを登記所に申告しなくてもよい。
- (ホ) 合筆の申告書には必ず地積の測量図を添付しなければならない。

第16問 次の土地(第一種地)の地目は何か。

1. 牧草を栽植する土地 ()
2. 競馬場の馬場 ()
3. 温泉の湧出する土地 ()
4. 瓦スタンクの敷地 ()
5. 鉄道用地 ()

第17問 38平方メートルの畑の畑の地積は何畝歩とされるか。

答

第18問 次のもののうちから課税の対象となる家屋を選び出せ。

1. 地下停車場
2. 瓦斯タンク
3. 屋形船
4. ガード下を利用し築造した倉庫
5. 国有の家屋

答

第19問 次の家屋の種類は何か。

1. 病 院 ()
2. 発電所 ()
3. ホテル ()
4. 自動車の車庫 ()
5. アパート ()

第20問 次の場合において、家屋台帳に所有者として登録されている甲の名義を乙の名義に変更するにはどうすればよいか。

1. 甲が乙に既登記の家屋を売った場合
2. 乙が甲の未登記の家屋を収用した場合
3. 乙所有の未登記の家屋が誤って甲の所有名義で家屋台帳に登録されている場合

- 答
- 1.
 - 2.
 - 3.

お知らせコーナー

地図情報システムによる 事務取扱開始のお知らせ

長野地方方法務局飯田支局では、平成23年1月24日(月)から地図情報システムによる運用を開始することになりました。

これに伴い、飯田支局に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面(マイラー地図・和紙公図等)(以下「地図等」という)は、電磁的記録に記録した上で地図情報システムに登録し、不動産登記法第14条第6項の電磁的記録に登録された地図等(以下「電子地図」という。)として同日から取り扱われることとなります。

この電子地図の取扱いの開始により、地図等の閲覧は、地図の内容を出力した書面(証明文のないもの)を交付することにより行います。

また、これにより従来の地図等は閉鎖地図となりますので、閲覧又は写しが必要な場合には、閉鎖地図の閲覧又は写しの交付の請求をしていただくこととなります。

なお、電子地図の閲覧と併せて閉鎖地図の閲覧を希望される場合は、別途手数料を納付することなく閲覧できます。

併せて、各種図面につきましても順次登録していくこととしておりますので、登録された各種図面につきましても電子地図と同様の取扱いとなります。ただし、登録されていない各種図面につきましては、従前の取扱いに変更はありません。

不2(22)第353号
平成22年12月3日



長野県土地家屋調査士会長
宮下照也 殿



長野地方方法務局長 山本 尊

地図情報システムに登録された地図等に係る登記事務の取扱いについて(お知らせ)

平素は、登記行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局飯田支局におきまして、平成23年1月24日(月)から地図情報システムによる運用を開始することとなりました。

これに伴い、飯田支局に保管されている地図及び地図に準ずる図面(以下「地図等」という)は、電磁的記録に登録した上で地図情報システムに登録し、地図等に係る登記事務は地図情報システムにより処理することとなります。

この登録された地図等及び従前の地図等につきましては、別添「地図情報システムによる事務取扱開始のお知らせ」のとおり取り扱うこととなりますので、閲覧等の請求に際しましては御留意くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、この旨貴会員の皆様へ御周知いただきたく、併せてお願い申し上げます。

不2(22)第367号
平成22年12月14日



長野県土地家屋調査士会長
宮下照也 殿



長野地方法務局長 山本 肇

地図情報システムに登録された地図等に係る登記事務の取扱いについて
(お知らせ)

平業は、登記行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局木曾支局におきまして、平成23年2月21日(月)から地図情報システムによる運用を開始することとなりました。

これに伴い、木曾支局に保管されている地図及び地図に準ずる図面(以下「地図等」という。)は、電磁的記録に登録した上で地図情報システムに登録し、地図等に係る登記事務は地図情報システムにより処理することとなります。

この登録された地図等及び従前の地図等につきましては、別添「地図情報システムによる事務取扱開始のお知らせ」のとおり取り扱うこととなりますので、図覧等の請求に際しましては御留意くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、この旨貴会会員の皆様へ御周知いただきたく、併せてお願い申し上げます。

地図情報システムによる 事務取扱開始のお知らせ

長野地方法務局木曾支局では、平成23年2月21日(月)から地図情報システムによる運用を開始することになりました。

これに伴い、木曾支局に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面(マイラー地図・和紙公図等)(以下「地図等」という。)は、電磁的記録に登録した上で地図情報システムに登録し、不動産登記法第14条第6項の電磁的記録に登録された地図等(以下「電子地図」という。)として同日から取り扱われることとなります。

この電子地図の取扱いの開始により、地図等の閲覧は、地図の内容を出力した書面(証明文のないもの)を交付することにより行います。

また、これにより従来の地図等は閉鎖地図となりますので、閲覧又は写しが必要なものには、閉鎖地図の閲覧又は写しの交付の請求をしていただくこととなります。

なお、電子地図の閲覧と併せて閉鎖地図の閲覧を希望される場合は、別途手数料を納付することなく閲覧できます。

併せて、各種図面につきましても順次登録していくこととしておりますので、登録された各種図面につきましては電子地図と同様の取扱いとなります。ただし、登録されていない各種図面につきましては、従前の取扱いに変更はありません。

別添

平成22年 月

土地家屋調査士会員 各位

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書の有効期限のご案内及び利用申込書の送付について

当該認証局の業務運営につきましては、平素からご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。さて、貴殿の日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書（ICカード）が、このたび有効期限を迎えられることとなりますので、下記のとおり有効期限のご案内を送付いたします。

なお、引き続きご利用いただくためには、更新手続きが必要です。更新をされる方は、有効期間満了日1か月前までに、同封の利用申込方法をご確認のうえお申込みください。

記

- 1 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書 有効期限のご案内
 { 日本土地家屋調査士会連合会電子証明書の有効期間満了に伴う
 失効及び更新手続きについて（通知）
- 2 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書 利用申込書
- 3 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書 利用申込方法
- 4 返信用封筒
- 5 更新手続きの注意事項

日調連総発第762号
平成22年12月8日

各土地家屋調査士会 御中

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書の有効期間満了に際しての更新手続きについて（お願い）

当該認証局の業務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。さて、当該認証局では、平成18年1月から、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書（以下「ICカード」という。）を発行しており、平成23年1月から、順次、会員が保有するICカードの有効期間が満了することとなります。

そこで、平成22年9月1日付け日調連総発第459号にて貴会へお知らせしているとおり、ICカードの有効期間満了日が近づいた会員の方々に対して、有効期間満了日3か月前以降に、当該認証局から案内文書を送付し、更新手続きのご案内を開始したところです。具体的には、平成23年1月及び2月に、ICカードの有効期間満了を迎える会員約400名に対して、平成22年10月から11月にかけて、順次、別添の文書、ICカード利用申込書及び返信用封筒を送付しております。

また、同文書を送付した会員の皆様には、同文書において、有効期間満了日1か月前までに、ご返送をお願いしております。これは、ICカードは全ての発行が新規発行となりますことから、利用申込書及び公文書等の審査を改めて行う必要があり、さらにICカード発行の処理にも時間を要するため、ICカードを利用できない期間が発生させないためです。

しかしながら、平成22年10月から11月にかけて、更新手続きをご案内している会員約400名の内、平成22年12月8日現在の返送率は、約4割程度であり、ご返送されていない会員におかれましては、ICカードを利用できない期間が発生してしまう可能性があります。

つきましては、ICカード有効期間満了に際しての更新手続きについて、改めて平成22年9月1日付け日調連総発第459号をもって、貴会所属会員へ周知いただき、有効期間満了日1か月前までにご返送いただきますようお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書 利用申込方法

- 1 日本土地家屋調査士会連合会認証サービス利用規約（利用者同意書）への同意
日調連ホームページ「日調連認証局」に掲載しております「日本土地家屋調査士会連合会認証サービス利用規約（利用者同意書）」（以下「利用者同意書」という。）は、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書（以下「ICカード」という。）の利用に関する規約です。よくお読みになり、同意のうえお申込みください。
(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)
利用者同意書第20条第1項から第5項までの規定は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に該当しますので、利用者同意書を交付して説明に代えます。
- 2 利用申込に必要な添付書類の準備
(1) 必須書類（コピー不可）
① 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書（※1）
※1 登録原票記載事項証明書は、日本に居住する外国人の方の場合、必要となります。
② 印鑑登録証明書
③ 発行費用10,000円の振込依頼書又は領収書等の控のコピー（※2）
※2 支払方法等については、「7 支払方法」をご参照ください。
(2) 必要に応じて準備する書類（コピー不可）
戸籍簿（抄）本（※3）
※3 土地家屋調査士名簿に職名を登録している方の場合、必要となります。なお、職名として登録している氏名が確認できる戸籍簿（抄）本をご用意ください。
(例) 婚姻後、旧姓を職名として使用している。
(3) 注意事項
添付書類につきましては、受付審査の際、訂正等で日数を要する場合がありますので、発行日から1か月以内のものをご用意ください。また、添付書類は原本にて審査を行い保管しますので、コピー等によるものでは審査を行うことができません。
- 3 利用申込書の記載内容確認
別紙「利用申込書 確認方法」を参考に、利用申込書の記載内容を確認してください。利用申込書を訂正する場合は、訂正箇所にご印を押し、訂正印を押してください。修正液、紙貼付、削る等の訂正は、審査を行うことができません。
- 4 利用者同意書に同意をする場合は、利用申込書に実印を押印する
(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。)
- 5 上記3、4の利用申込書及び上記2の添付書類を返信用封筒に入れて、日調連特定認証局あてに送付
- 6 ICカード取得までの流れは、別紙2「ICカード取得までの流れ（更新発行版）」を参照

7 支払方法

- (1) 振込金額
 - ・ 10,000円（税込）
- ※ 振込手数料は、利用申込者のご負担をお願いします。
- (2) 振込先
 - ・ 金融機関名： みずほ銀行
 - ・ 支店名： 九段支店
 - ・ 振込先名義： 日本土地家屋調査士会連合会 会長 松岡直武
 - ・ 口座名： 普通
 - ・ 口座番号： 1349384
 - ・ 振込者名： 会番号2桁+登録番号5桁
(例) 東京会の9999番の場合、0109999
- なお、会番号は、「会番号一覧表」をご参照ください。
- (3) 振込後の手続
振込依頼書又は領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封してください。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		

【問合せ先】 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059 メール：ca-info@chosashi.or.jp

【別紙1】

利用申込書 確認方法

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局 御中

お申込日(西暦) 年 月 日

記入は任意です。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局 電子証明書利用申込書

私は日本土地家屋調査士会連合会特定認証局運用規程(CPS)及び利用者同意書(URL: <http://www.chosashor.jp/repository/>)の内容に同意の上、CPS「1.4証明書の用途」に記載されている電子証明書の利用用途のために利用する電子証明書の発行を、下記のとおり申し込みます。(上記URLより日本土地家屋調査士会連合会特定認証局運用規程(CPS)をダウンロードしてください。)

本利用申込書に記入されている文字が旧字体等の理由から、電子証明書に記載される漢字を日本土地家屋調査士会連合会特定認証局において置き換える場合、「漢字俗字・正字一覧表」(日本土地家屋調査士会連合会事務局長通達)及び「戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第二 漢字の表」(JIS第1水準及び第2水準にて規定されていない文字をカナに置き換えることを承認している)に記載されているか確認してください。

※印の項目は電子証明書に格納される氏名ではなく職名又は日本名を電子証明書に設定する際に定める

所属土地家屋調査士会を確認してください。

調査士登録番号(会番号2桁+登録番号5桁)を確認してください。

「印鑑登録証明書」で証明される実印を押印願います。

ローマ字がヘボン式で記載されているか確認してください。

訂正箇所を二重線で訂正し、訂正箇所を訂正印を押印願います。

郵便番号が正しく記入されているか確認してください。

内容が訂正する場合は、訂正箇所を二重線を引き、実印で訂正印を押印し、周囲余白若しくは訂正後欄に正しい情報をご記入願います。

氏名が「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」とおなじり記入されているか確認してください。

住所が「住民票の写し」とおなじり記入されているか確認してください。

調査士名簿に職名又は日本名を登録されている場合、ここに表示されますので内容を確認してください。※登録されていない場合は空白のままです。

生年月日が「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」とおなじり記載されているか確認してください。

連絡がとれる番号であることを確認してください。

お持ちの場合はご記入願います。

お持ちの場合はご記入願います。

002.20100401

※ 利用申込書にあらかじめ記載されている事項(ローマ字は除く)は、原則として土地家屋調査士名簿と一致しております。

<利用申込書の訂正方法>

訂正箇所を二重線を引き実印で訂正印を押してください。また、訂正印は訂正箇所の数と一致させてください。

<日調連特定認証局で使用する文字>

日調連特定認証局で使用する文字は、JIS 第1水準及び JIS 第2水準で規定されている文字です。

【別紙1】

表1. 利用申込書に関する審査不合格の例

項目	利用申込書	印鑑登録 証明書	住民票の写し (戸籍簿記載 事項明細書)	取扱い
○「の」の有無				
・パターン1	有	無	無	更正
・パターン2	無	有	有	更正
○ハイフン表記(例1-2-3)				
・パターン1	1-2-3	1丁目2番3号	1丁目2番3号	更正
・パターン2	1丁目2番3号	1-2-3	1-2-3	更正
○番地と番(例1番地)				
・パターン1	1番地	1番	1番	更正
・パターン2	1番	1番地	1番地	更正
○建物名の有無				
・パターン1	有	無	有	合格
・パターン2	無	有	無	自治体
・パターン3	無	無	有	更正
・パターン4	有	有	無	自治体
・パターン5	有	無	無	更正
・パターン6	無	有	有	更正
○建物名のカタコトの有無				
・パターン1	無	有	有	更正
・パターン2	有	無	無	更正
○階とF(例階)				
・パターン1	1階	1F	1F	更正
・パターン2	1F	1階	1階	更正
○旧漢数字(字)と漢数字(ー)と数字(1)とローマ数字(1)				
・パターン1	壹番地	一 番地	一 番地	合格
・パターン2	壹番地	1 番地	1 番地	合格
・パターン3	老番地	1 番地	1 番地	自治体
・パターン4	一 番地	壹番地	壹番地	合格
・パターン5	一 番地	1 番地	1 番地	合格
・パターン6	一 番地	1 番地	1 番地	自治体
・パターン7	1 番地	壹番地	壹番地	合格
・パターン8	1 番地	一 番地	一 番地	合格
・パターン9	1 番地	1 番地	1 番地	自治体
・パターン10	1 番地	壹番地	壹番地	自治体
・パターン11	1 番地	一 番地	一 番地	自治体
・パターン12	1 番地	1 番地	1 番地	自治体
○ヶとケが(例霞ヶ関)				
・パターン1	霞ヶ関	霞ヶ関	霞ヶ関	更正
・パターン2	霞ヶ関	霞ヶ関	霞ヶ関	更正
・パターン3	霞ヶ関	霞ヶ関	霞ヶ関	更正
・パターン4	霞ヶ関	霞ヶ関	霞ヶ関	更正
・パターン5	霞ヶ関	霞ヶ関	霞ヶ関	更正
・パターン6	霞ヶ関	霞ヶ関	霞ヶ関	更正
○簿の有無(例第1号)				
・パターン1	第1号	1号	1号	更正
・パターン2	1号	第1号	第1号	更正

【別紙1】

これ以外の文字はカナで入力することになります。また、文字が旧字体等の場合は、「誤字・正字一覧表(平成16年10月14日付け法務省民一第2842号民事局長通達)」及び「戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第二 漢字の表(第60条関係)二」に基づいて置き換えます(日本土地家屋調査士会連合会認定サービス利用規約(利用者同意書)第4条第7項)。

＜注意事項＞

1 氏名について

利用申込書に記載される氏名の漢字が住民票の写しと異なる場合、住民票の写しに合わせて訂正してください。また、土地家屋調査士名簿も住民票の写しと同じである必要がありますので、所属の土地家屋調査士会に登録事項(氏名)の更正の申出をしてください。

※ 平成21年10月以降、漢字の置き換えに関する審査基準が厳格となり、JIS第1水準と第2水準に該当する文字同士の置き換えができなくなりました。従来は置き換え可能であった漢字が置き換えできなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 市町村合併、住居表示変更等

市町村合併、住居表示変更等により土地家屋調査士名簿に記載された事項と異なる場合は、登録事項変更届出書を所属の土地家屋調査士会に提出し、その後、利用申込書を訂正してお申し込みください。この場合の登録事項変更に伴う手数料は必要ありません。

3 職名及び日本名

土地家屋調査士名簿に職名(旧姓使用等)又は外国人の方で日本名を登録している場合は、戸籍簿(抄)本文又は登録原簿記載事項証明書によって確認します。当該公文書を利用申込書に同封してください。

4 住所

利用申込書と住民票の写し又は登録原簿記載事項証明書及び印鑑登録証明書等が完全に一致していない場合の取扱いについては、表1のとおりです。ご確認ください。また、住所の変更がある場合、原則として、登録事項の変更の届出が必要となります。先に所属の土地家屋調査士会に登録事項変更届出書を提出し、その後、利用申込書を訂正してお申し込みください。

※ 表1の「取扱い」欄の説明

(1) 更正

住民票の写し若しくは登録原簿記載事項証明書又は戸籍簿(抄)本の記載に基づき、連合会において土地家屋調査士名簿の登録事項を更正します。更正した場合、登録事項を更正した旨の通知は省略しますので、ご承諾のうえ訂正してお申し込みください。

(2) 自治体

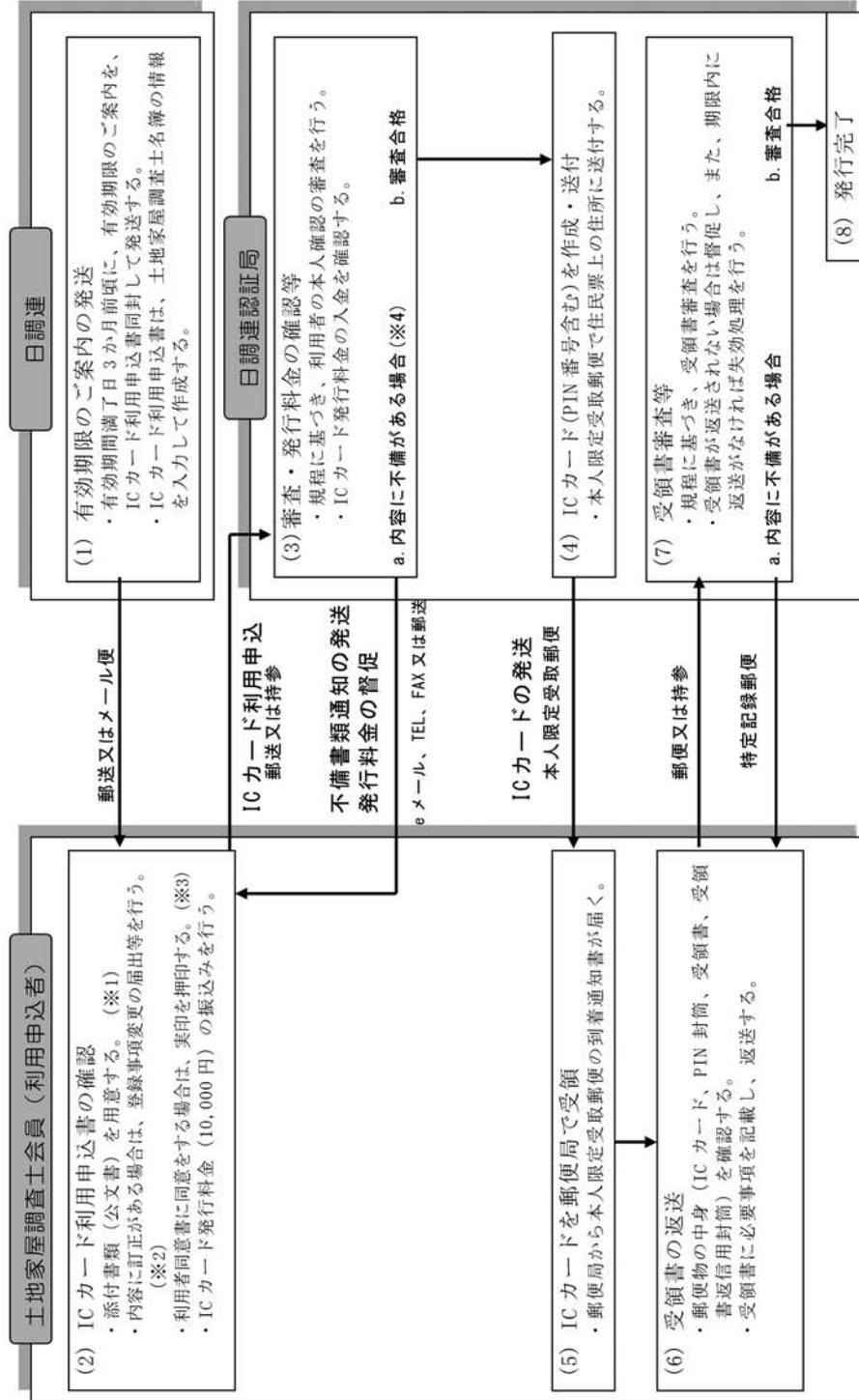
当該公文書を発行した自治体等にご確認ください。そして、同公文書を修正する場合は、修正後の公文書を送付して下さい。

(3) 合格

電子証明書の審査は合格しますので、そのままお申し込みください。

＜ICカード取得までの流れ（更新発行版）＞

【別紙2】



(※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
 (※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所を実印を押印して日調連認証局に送付してください。
 (※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
 (※4) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
 (※5) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合は、土地家屋調査士会員のご負担となります。

更新手続の注意事項

ICカード：日本土地家屋調査士会連合会特定認証証局電子証明書
 新ICカード：有効期間満了に伴い新たに発行されたICカード
 旧ICカード：ご利用になつている有効期間満了間近のICカード

- 1 ICカードの有効期間について
 ICカードの有効期間は5年です。有効期間が満了すると、有効な電子署名を行うことができず、有効期間満了、ICカード券面に記載されております。
 (例) 有効期間が平成23年1月16日までの場合、ICカード券面に「有効期限：20110116」と印刷されています。
- 2 有効期間満了に伴う更新手続について
 更新をされる方は有効期間満了日1か月半前までに、次の①から⑤の書類を同封の返信用封筒にて返送してください。
 有効期間満了日1か月半前までに返信いただいた場合、旧ICカードの有効期間満了前に新ICカードを発行いたします。
 ① ICカード利用申込書 (案内文書と同封します。)
 ② 印鑑登録証明書
 ③ 住民票の写し (ただし、日本に居住する外国人の方の場合は登録原票記載事項証明書)
 ④ 戸籍簿 (抄) 本 (ただし、土地家屋調査士名簿に職名(田荘使用等)を登録している場合のみ)
 ⑤ 発行に係る費用10,000円(税込)の振込依頼書又は領収書等の控のコピー
- 3 新旧ICカードの取扱いについて
 上記2に基づいて更新手続を行った場合、旧ICカードの有効期間満了前に、新ICカードが発行されます(※1)。
 したがって、利用者(土地家屋調査士会員)は、新ICカードと旧ICカードを重複して所有することとなり、両ICカードをもって共に有効な電子署名を行うことができます。取扱い等に混乱のないよう、新ICカードの利用ができることを確認(※2)した後、旧ICカードと同カードのPIN封筒は、ハサミで切る等の破棄をされますようお願いいたします。ただし、旧ICカードによって申請中の案件がある場合、新ICカードで補正申請することは可能ですが、当該案件が完了するまでは、旧ICカードを破棄しないことをお勧めします。
 なお、新ICカードと旧ICカードは、PINコードが異なりますので、新ICカードと同

封されているPINコードを紛失しないようご注意ください。

※1 新ICカードは、ICカードを利用できないうちに有効期間満了から5年間有効な電子証明書が発行されるものであり、旧ICカードの有効期間満了から5年間有効な電子証明書ではありませぬ。これは、電子証明書の有効期間は5年を超えないものであることと、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条第4号に規定されており、全ての発行が新規発行であるためです。

また、ICカード発行のために、利用申込書及び公文書等の審査を改めて行う必要があり、さらにICカード発行の処理にも時間を要するため、有効期間満了日1か月半前までにご返送をお願いしているものでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

※2 連合会ホームページ「会員の広場」に掲載している「ICカード検証ツール」によって、ICカードの確認が可能です。

4 氏名の漢字について

氏名の漢字につきまして、公文書の漢字と土地家屋調査士名簿上の漢字が一致しない場合があります。この場合、当該登記簿において、利用者同意書に記載の「原字・俗字正字一覧表、及び戸籍法施行規則別表第二、漢字の表二」に基づき、正字に置き換えを行ってICカードを発行いたします。

平成21年10月以降、漢字の置き換えに関する審査基準が厳格となり、JIS第1水準と第2水準に該当する文字同士の置き換えができなくなり、従来までは置き換え可能であった漢字が置き換えできなくなる場合があります。

(例) 寿と壽、富と冨、榮と榮、衛と衛、園と園、松と櫻、奥と奥、暁と暁、動と動、恵と恵、静と静、剣と劍、国と國、広と廣、実と實、狩と狝、猿と猿、積と積、横と横、蔵と藏、穂と穂、齊と斉、滝と瀧、万と萬、見と見

土地家屋調査士名簿に登録されている氏名漢字に、公文書の氏名漢字と相違がある場合、更新手続が行えない可能性がありますので、あらかじめご確認をお願いします。

なお、土地家屋調査士名簿と公文書の氏名漢字に相違がある場合、土地家屋調査士名簿の更正手続を行っていただきますようお願いいたします。

円滑なICカード更新手続のため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

※ 更正手続の方法は、所属の土地家屋調査士会へお問い合わせください。

5 住民票上の住所について

住民票上の住所と土地家屋調査士名簿上の住所が一致していない場合、ICカードの更新手続を進めることができませぬ。あらかじめ登録事項の変更の届出を行っていただきますようお願いいたします。

※ 変更の届出の方法は、所属の土地家屋調査士会へお問い合わせください。



不1(31)第378号
平成22年12月27日

長野県土地家屋調査士会長 殿

長野地方法務局不動産登記部門
首席登記官 平林 正 章

地図情報システムの稼働前に提出された土地所在図等の取扱いについて
平素は、登記行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、当局頭訪支局においては、平成19年3月19日から地図情報システ
ムの運用を開始しておりますが、その運用開始前に提出された土地所在図、地
積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図（以下「各種紙図面」という。）
については、法務省民事局登記情報センターにおいて地図情報システムへの
一括登録が、平成23年1月13日に完了する予定となっております。

つきましては、当該各種紙図面の取扱いにつきまして、下記の点に留意いた
だきたくととも、併せて、貴会員の皆様に御周知いただきますよう、お願い
申し上げます。

記

1 登記官は、土地図面つづり込み帳、地役権図面つづり込み帳、建物図面つ
づり込み帳につづり込まれた各種紙図面を不動産登記規則（平成17年法務
省令第18号。以下「規則」という。）第20条第2項に基づき登記所の管
理する電磁的記録に記録して保存した場合は、当該帳簿をもって申請書類つ
づり込み帳につづり込んだものとして取り扱う。

2 規則第20条第2項に基づき電磁的記録に記録して保存した後は、申請書
の添付情報と位置付けられるため、不動産登記法（平成16年法律第123
号）第121条第1項に定める登記簿の附属書類のうち政令で定める図面に
は当たらず、同条第2項により、請求人が利害関係を有する部分に限り、こ
れを閲覧に供することができる。

政治連盟に加入しましょう
政治連盟は調査士制度発展のために
力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 小 出 國 正

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026-232-4566

F A X 026-232-4601

平成22年度土地家屋調査士試験合格証書交付式

昨年12月8日(水)長野地方法務局において平成22年度土地家屋調査士試験における県内合格者7名への合格証書交付式があり、山本 寧法務局長より1人1人に合格証書が手渡されました。終了後本会会館において宮下会長より調査士会ならびに今後の手続き等の説明が行われました。



法務局長より合格証の授与



調査士会館での入会説明の様子

詰将棋

今回の詰将棋の問題図

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
八							角	桂	皇	一
七							皇			二
六								角	王	三
五										四
四								香		五
三								飛		六
二										七
一										八
後手										九

【ヒント】

7手目に好手があります。



▲先手
金桂

※解答は55ページにて掲載

(長野支部 北原 匡尚)

会務日誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22.10.1	第2回綱紀委員会小委員会・委員会 ① 綱紀委員会小委員会の報告と決定	小泉委員長、井口副委員長、市川委員、宮下委員、中川委員、深澤委員、	会 館
22.10.2	竹野満氏黄綬褒章受章記念祝賀会	宮下会長	甲府富士屋ホテル
22.10.3	地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo	宮下会長、理事・支部長・会員ほか 合計33名	日比谷公会堂
22.10.3 10.4	第1回全国会長会議 ① 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業に関する報告 ② 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する実情調査について ③ 各部等からの重点事項報告 ・ 政府等における「国の出先機関原則廃止」に関する検討について ・ 連合会理事及び監事の各ブロック協議会への振り分け等について ・ 土地家屋調査士倫理規程Q & Aについて ・ 新公益法人会計への対応について ・ 特別研修について ・ 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について	宮下会長	日調連
22.10.9	土地家屋調査士の行う 全国一斉表示登記無料相談会	各理事・各支部長 会員各位 他	県内13会場
22.10.14	筆特・ADR連携連絡委員会	宮下会長、上原副会長、松本部長、菅沢次長、小泉委員長、藤森委員	会 館
22.10.14	公嘱協会 戦略会議	宮下会長	うるおい館
22.10.15	会報編集委員会 ①会報180号編集	北澤委員長、松本部長、伊藤理事、小池・品田委員	会 館
22.10.17	注意・勧告理事会	宮下会長、上原・上島・芦澤副会長、荒井・松本部長	メルパルク 長 野
22.10.17	関プロ協議会親睦ゴルフ長野大会前夜祭	宮下会長、上原・上島・芦澤副会長、各理事・大会運営委員・各関プロ単体会員 参加総数109名	メルパルク 長 野

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 10. 18	関プロ協議会親睦ゴルフ長野大会	宮下会長、上原・上島・芦澤副会長、各理事・大会運営委員・長野支部スタッフ・各関プロ単体会員 参加総数153名	長野カントリークラブ
22. 10. 21	一日合同行政相談 伊那支部 全相談数 42件 調査士業務関係 0件	関 昭夫支部長	いなっせ
22. 10. 22	第4回総務部会 ① 報告事項（各担当者） ② 紛議の調停に関する細則について ③ 共済慶弔規程の運用について ④ CPDに関する規則について ⑤ 個人情報保護、文書取扱規程について ⑥ 会館の耐震の検討について ⑦ その他	荒井部長、武井理事、竹内理事、前田理事、松本広報部長	会 館
22. 10. 26	第4回理事会 審議事項 ① 旅費規程別表改正による日当申告書について ② 紛議の調停に関する細則の制定について ③ 共済慶弔規程一部改正及び運用について ④ 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則の制定及び関連規程等の改正について ⑤ 改正規程等の差替分の印刷について ⑥ CPD の公開に関する件 協議事項 ① VIII系会議について ② 会館の耐震の検討について ③ 顕彰推薦について ④ 第2回全体研修会（11.25）について ⑤ 第8回（平成22年度）新入会員研修会について 報告事項 ① 各部からの報告 ② 各委員会からの報告 ③ 日調連 業務統計・報酬実態調査について	正副会長、各部次長、各理事、宮本監事	会 館
22. 10. 28	第4回ADR運営委員会 報告事項 ① 手続の実施状況 ② その他 審議事項 ① 研修会（11月25日）の件 ② 研修班の研究中間報告 ③ その他 その他	宮下会長、小泉副委員長、相馬弁護士、各委員	会 館
22. 10. 29 22. 10. 30	日調連理事会 松本市開催	宮下会長、上原副会長、上島副会長、松本部長、太田相談役、中塚次長、伊藤理事、猪飼会員	ホテル モンターニュ 松 本
22. 11. 5	平成22年度上半期監査会 ① 平成22年度上半期 業務監査 ② 平成22年度上半期 会計監査	宮下会長、上島副会長、中塚次長 小池・村松・宮本監事	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22. 11. 11	一日合同行政相談 上田支部 全相談数 79件 調査士業務関係 2件	竹内睦夫副支部長	トヨタ・上田店
22. 11. 11	第1回測量研修検討会議 ① 研修マニュアル作成 ② 運営マニュアル作成	菅澤次長、蓑輪理事、 佐藤理事、丸山理事、 的場会員	会 館
22. 11. 11	第1回CPD検討会議 ① 公開フォームについて ② 同意書について ③ CPD管理委員会について	芦澤副会長、海野理事、 丸山理事、 一ノ瀬IT委員長	会 館
22. 11. 12	第2回境界情報管理センター委員会 ① 規約の改正(案)作成 ② 長野県における地租改正事業における公図 の作成過程 ③ 資料の追記	荒井総務部長、松本広報 部長、清水委員、小池委 員、保科委員、成田委員、 三原委員	会 館
22. 11. 12	関プロADR研修会 「専門職における相談援助活動」	ADR運営委員3名、会員2名	つくば国際 会 議 場
22. 11. 13	ADR11担当者会同	小泉ADR委員長	つくば国際 会 議 場
22. 11. 18	業務報酬等に関する研修会(静岡会) 「土地家屋調査士制度の発展・未来のために」	芦澤副会長	清水テレサ
22. 11. 19	第1回オンライン登記申請促進委員会 ①新システムへの対応について ②その他オンライン申請に関する諸問題につ いて	宮下会長、芦澤副会長、 海野理事、丸山理事、 松澤委員、蓑輪委員、 一ノ瀬委員	会 館
22. 11. 24	長野地方法務局評価委員会	上原副会長	長 野 地 方 法 務 局
22. 11. 25	会員研修 ① 地図、筆界特定とADR、地籍学、土地家屋 調査士制度について ② 「境界紛争の実態と認証紛争解決手続に 期待するもの」	会員出席者 230名 他会出席者 6名 講 師 西本孔昭 日調連名誉会長 講 師 日比野 幹 判事	松本県民 文化会館
22. 11. 25	UNIX講習会	松本部長、佐藤IT委員 参加希望会員	松本県民 文化会館
22. 11. 26	4会合同研修会 「災害時における土地家屋調査士の係わり方 について」	宮下会長、芦澤副会長	群馬会
22. 11. 27	群馬会会員研修会 「競争社会を生き抜く調査士へ」 「新・オンライン登記申請システムについて」	宮下会長、芦澤副会長	J A ビル
22. 12. 1	長野地方法務局評価委員会	上原副会長	長 野 地 方 法 務 局
22. 12. 2	第1回表示登記研究委員会 ① 委員会への附議問題について	各委員	長 野 地 方 法 務 局

年月日	用 件	出 席 者	場 所
22.12.6	本会見学研修(第1回) 佐久長聖中学校 3年β組 ・調査士業務、会務についての説明講義 本会見学研修(第2回) 佐久長聖中学校 3年α組 ・調査士業務、会務についての説明講義	上原副会長 上島副会長、松本広報部 長、伊藤理事、北澤理事	会 館
22.12.7	第5回総務部会 ① 報告事項 ② 会館の耐震の検討について ③ VIII系会議について ④ 規程改正による法人の業務範囲の掲載に ついて ⑤ 文書取扱規程について ⑥ 個人情報保護に関する規程について ⑦ その他	上原副会長、荒井総務部 長、武井理事、前田理事、 竹内理事	会 館
22.12.8	第3回広報部会 ① 10.9無料相談会のまとめ、今後の推進方法、 引継ぎマニュアル ② 会報ながの新年号について ③ 今年度の閉めくり事業～来年度事業計画 (案)について ADRセンター運営委員会と合同会議 ④ 外部広報、内部広報の充実について ・ADRセンター運営委員会からの提案 ・会員名簿パンフの発行	上島副会長、松本広報部 長、伊藤・北澤理事 猪飼委員、吉澤委員、 石川委員	会 館
22.12.8	関ブロ第2回研修委員会 ①第31期新人研修の総括と今後の課題 ②第32期新人研修の企画 ③その他	芦澤副会長	東京会
22.12.8	ADR運営委員研修・広報担当班会議 ①平成23年3月の研修内容について	上島副会長、猪飼委員 吉澤委員、石川委員	会 館
22.12.8	本会見学研修(第3回) 佐久長聖中学校 3年γ組 ・調査士業務、会務についての説明講義	上島副会長、松本広報部 長、伊藤理事、北澤理事	会 館
22.12.8	調査士試験合格者授与式	宮下会長、北澤理事	長 野 地 方 法 務 局
22.12.8	調査士試験合格者入会説明会	宮下会長、上島副会長、 北澤理事	会 館
22.12.9	第6回業務研修部会 ① 理事会提案議題について ② (仮称) CPD管理委員会及びCPD公開について ③ H23.1.21 新入会員研修会について ④ 測量研修(所)について ⑤ H22.3予定の第3回全体研修会のテーマに ついて ⑥ その他	芦澤副会長、菅澤次長、 佐藤理事、海野理事、 蓑輪理事、金田理事、 丸山理事	会 館
22.12.10	第2回境界鑑定委員会 ① 仮称「長野県土地家屋調査士会境界鑑定 マニュアル」作成について	委員各位	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	各委員の原稿の検討 発行までの予算を含めた計画 ② その他		
22.12.10	第2回正副会長・部長会議 ① 表彰候補者決定について ② 理事会協議・審議事項について ③ 支部長会議の開催について ④ 各部報告 ⑤ その他	正副会長・部長	会 館
22.12.10 22.12.11	関ブロ内日調連役員との打合会 ① 日調連役員の各部分掌の報告について ② その他	宮下会長・中塚理事	東京会
22.12.13	羽田孜代議士の在職40年を祝う会 羽田裕一郎議員の参議院国会対策委員長就任を祝う会	上島副会長	信州玉姫殿
22.12.16	関ブロオンライン担当者会同 ① 新システムの説明等 ② その他	海野理事	東京会
22.12.17	第5回理事会 審 議 事 項 ① 23年度会員顕彰推薦について ② 共同受任候補弁護士の紹介について 協 議 事 項 ① 会館の耐震の検討について ② 文書取扱規程関係について ③ 個人情報保護に関する規程関係について ④ 会員名簿入りパンフレット作成について ⑤ 総会後のゴルフ大会について ⑥ 測量研修関係について ・測量研修会の概要と委員会組成について ⑦ 第3回全体研修会について 報 告 事 項 ① 各部からの報告 ② 各委員会からの報告 ③ 連合会理事より ④ 公嘱協会担当理事より	正副会長、各部・次長、 各理事、村松監事	会 館
22.12.25	会報編集委員会 ① 会報新年号編集	上島副会長、松本部長、 北澤委員長、伊藤理事、 小池・品田委員	会 館

編集後記

平成22年12月25日に会報新年号第1回編集委員会が開催され新年号が会員の皆様の手元に届くのは1月中旬です、年末の忙しい中委員のご尽力には大変感謝致します。

会報は本会と会員の皆様をつなぐ絆ですから

読んでいただくと本会がどのようなことをしているかがわかります。会報発行までには編集委員会と3回の校正があり大変な作業の後に発行されますので会報がお手元に届きましたら是非御一読され平成23年が会員の皆様にとってより良い1年になりますように御祈念致します。

編集委員 伊藤正彦



詰将棋の解答と解説

【解答】

▲2四金、△2二玉、▲1二角成、△同香、▲2三金、△1一玉、▲2二金、△1同角、▲2三桂まで9手詰め。

【解説】

初手は▲2四金とします。▲1四金として香の働きを残したいところですが、以下△2二玉▲3四角成△2五飛で失敗です。2手目は△2二玉の一手です。ここで2三角がいなければ、▲2三金として詰みます。したがって角は邪魔駒です。邪魔駒は捨てるにかぎるので3手目は▲1二角成とします。△同玉は▲2三金で早詰みなので4手目は△同香です。5手目は▲2三金とします。6手目は△1一玉の一手です。7手目の好手は▲2二金です。8手目は△同角です。そしてとどめの9手目は▲2三桂です。玉のまわりは味方の駒だらけなのに桂馬1枚で詰まされている不思議な形です。

会報なごの第181号

平成23年1月27日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 宮下照也

編集者 広報部

印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp